

JICA 環境社会配慮ガイドライン第三回改定委員会議題

平成十五年一月二十四日（金曜日）

午後二時開議

国際協力事業団 11ABCD 会議室

出席委員（敬称省略）

共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
共同議長／委員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
ビューロー／委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
ビューロー／委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
ビューロー／委員	小原 雅博	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	沼田 幹男	外務省経済協力局技術協力課長
委員	木下 良智	農林水産省総合食料局国際協力課長
委員	櫻井 繁樹	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課長
委員	小川 晃範	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	国際協力事業団 国際協力専門員
委員	石井 哲也	外務省経済協力局開発協力課長
	深田 博史	国際協力事業団 企画・評価部長
	富本 幾文	国際協力事業団 企画・評価次長
ビューロー	鈴木 規子	国際協力事業団 企画・評価部環境女性課長

欠席委員

委員	甲斐 正彰	国土交通省総合政策局国際協力課長
----	-------	------------------

- ◇-----
- **原科共同議長** 時間になりましたので、開始致します。この会議は、共同議長ということで進めて参ります。共同議長は國島先生と私の2人ですが、今回は私が担当致します。それでは今日の議事次第がございますが、まず資料を確認した方がよろしいでしょうか。事務局、ご案内下さい。
 - **事務局 鈴木（以下鈴木）** それでは事務局の方から資料の確認をさせていただきます。「JICA 環境社会配慮ガイドライン第三回改定委員会」という議事書が書いております厚いものが一冊。これは委員の方には事前にお送りしておりますので、もしお持ちでなければ予備がございますので、お申し出頂ければお配り致します。当日参加者の方には、お手元にお配りしております。それ以外でお配りしている薄いものがございます。「JICA 環境社会配慮ガイドライン（仮称）の論点（とりあえずの考え方）」という1枚の紙でございます。「正誤表」というものが1つでございます。それから「JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会へのコンサルタント代表メンバー参加追加のお願い」。これは海外コンサルティング企業協会から頂いている紙が1枚でございます。それからあともう2つ。「提案：JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会の議論の進め方 NGO 関係委員一同」という紙が1枚出ております。もう1枚、「メコン・ウォッチ バルーチャン第2水力発電所補修計画 ～ビルマ（ミャンマー）への30～35億円無償資金協力の問題～」という紙が1枚。以上が資料でございます。お手元に無い方がいらっしやいましたら、事務局の方で準備させていただきます。

- ◇-----
- **原科共同議長** どうもありがとうございました。それでは早速、本日の議題を予定通り進めて参ります。時間の制約から、全部を行うのは、当初の予定通りにはいかないかもしれないかもしれませんが、頑張りたいと思います。まず1番目の「ホームページに対するコメントの報告」でございますが、これは事務局からお願い致します。
 - **鈴木** では、ホームページに対するコメントの報告をさせていただきます。厚い資料の1枚目をめくって頂きまして、「改定委員会に関するコメントの報告」という紙がございます。これは第一回の改定委員会の議事録、それから第二回の改定委員会の議事録。これはホームページ上からアクセス出来るようになっておりますが、そちらに関して寄せられたコメントでございます。第一回は、そちらにお名前とコメントの内容について、そのまま載せられておりますが、システムの動きが遅いというのが多くのコメントでございました。ブロードバンド環境にないと、なかなかアクセスが難しい、或いは重いということでございます。これにつきましては、事務局の方で現在改善を図っております。当初、我々のホームページの方では、議事録確認画面と参加画面と2つありまして、参加画面の方が非常に重く入って重いということだったと思います。今議事録閲覧画面の方からも、メールでコメントを頂けるように改善しております。参加画面の「重い」と言われていた方も、ブロードバンド環境にない方も参加画面が表示できるような形でシステ

ムの改善を図っております。ご迷惑をおかけしておりますが、徐々に改善を図っておりますので、よりアクセスし易い環境になってきているものというように考えております。次にお手元の資料 2 ページ目は、第二回の委員会の議事録に寄せられたコメントでございます。これは濱口様という方から、「委員会にコンサルタントの参加が必要ではないか。」というご意見がございました。これは実際に現場で事業を行っているのは、コンサルタント会社ということで、それを十分に踏まえることが重要というご意見がございました。その下に「事務局回答」とございますが、これはビューロの方で検討させて頂きましたので、ビューローの報告にて、こちらでご返答させて頂きたいと思っております。以上がこれまでホームページに寄せられたコメントでございます。是非、皆様ホームページをご活用頂いて、色々なご意見を頂ければと思っておりますので、宜しくお願い致します。以上です。

-----◇-----

- **原科共同議長** どうもご紹介有難うございました。この件に関しまして、何かご質問などございますか。よろしいですか。それでは引き続き、2 番目に参ります。「ビューローによる打ち合わせの報告」でございます。この中には今ご説明ありましたように、ホームページ上のコメントに関する回答ということで議論致しましたので、あわせてご報告をお願い致します。
- **鈴木** 今日午後一時から、この場所で第一回のビューローのミーティングとなりますが、開催させて頂きました。因みにビューローは誰がなっているかと言いますと、丁度今日、前に座っていらっしゃる、川村委員、片山委員、國島共同議長、原科共同議長、小原委員、そして私がビューローメンバーとなっております。今日はそういう主旨もございまして、ビューローメンバーが前に並ぶ席順となっております。ビューローの第一回の会合は、勿論今日が始めてとなった訳ですが、その間ビューロー間でメールのやり取りを通じまして、意見交換を重ねて参りました。本日ビューローで議論したことを簡単にご紹介させて頂きます。1 つ目が第三回、この委員会の議事の進行の方法でございます。後程、原科議長の方からご説明があるかと思いますが、我々が考えていた議題の 1 ～11 までを、ビューローの方で実質的な議論が出来るようにということで、順番を若干変え、議題として今日の議事を進行しようというお話にしております。これは後程原科先生の方からで宜しいでしょうか。全体の議論が今後も含めて、円滑に進捗するようにということで、進め方を議論させて頂きました。それから 2 番目が、ビューローでの議論をどのように公開するかということがございます。つまり今、1 時から 2 時までの間に議論した内容でございます。これにつきましては、こうした形で直近の委員会で、まずは口頭ベースでビューローの中で行われた意見交換の内容について、委員会の方にご報告致します。あわせてメモは別途作成致しまして、それはまた公開する形で、どういうことが話し合われたかということオープンにしていきたいと思っております。それが 2 点目でございます。3 点目。ホームページに寄せられた意見の取り扱いを、

どのようにしようかということを経験させて頂きました。これにつきましては、まずホームページ上に、先程ご紹介したような色々な意見が寄せられた場合、それをビューローメンバーに JICA の方からメールで送って情報をまず共有致します。そのコメントをどう扱うかについて、ビューローの方から意見をj得てコメントをします。その後、直近のビューロー会合にて取り扱いを考え、取り扱い案を作成し、委員会にご報告し、委員会で意見交換の後、その取り扱いの方向性を決定していきたい。どのように取り扱ったかということは委員会の議事録に掲載するという形で、ホームページ上の意見といったものは、きちんと我々ビューロー、そしてその内容に応じて委員会でシェアをし、対応策を考えるというようにしていきたいと考えております。これがビューローの結論でございます。4点目。意見聴取のためのホームページ上の配慮と情報提供についてということでございます。プライバシーポリシーをきちんと守らなければならないということで、我々の方で、実際ホームページ上に寄せられたメールについているメールアドレスについては、委員会において意見の内容を確認させて頂く場合だけに用いて、他の用途には用いないという点。出された意見がホームページや委員会で、記名で公開することがあるという点。それから、今管理会社のアドレスがございましたが、それではなく JICA の環境・女性課のアドレスを掲載するといったようなプライバシーポリシーをホームページ上にきちんと明示をして、そこを明らかにするにしていきたいということで、ビューローで議論し、このような結果となりました。それから 5 点目。先程ご紹介致しました、そして今日配布資料でお配りしております、海外コンサルティング企業協会からの委員就任の申し入れについてです。ビューローの中でも色々議論をさせて頂きました。実際ビューローの中のメンバー構成を見ますと、学会、NGO、官、行政側といったものと、実際現場で携わっていらっしゃるという民間の方との委員の数のバランスが取れているとは言いがたいだろうということもありますし、OECC ということで民間からご参加していただいておりますが、寧ろ環境面に焦点を当てられて、民間の活動をされていらっしゃるということで開発の方を重点に事業されていらっしゃる民間の代表である海外コンサルティング企業協会さんについては、委員になって頂くのが望ましいのではないかと、議論のバランス上、それが適当であろうというのがビューローの意見でございました。ただ人数が非常に増えて、ハンドリングがつかなくなっても大変でございますので、これで恐らく十分、十分とは言いがたいかもしれませんが、バランスある委員構成になったというように我々理解しております。委員の追加というのは、今回の海外コンサルティング企業協会さんで、一応委員としてはここで打ち止めにするということが適当ではないかというのが意見でございます。勿論今回の委員会はオブザーバーではなく、当日参加という形になっておりますので、当日参加された皆様から自由にご意見を言ってもらえるということは、当然ながら確保する。これは、ビューローの結論でございます。次の 6 点目でございます。3 月までにこの委員会の議論が終了しない時には、どのようにするか。その対応ということを経験させて頂きました。色々な意見交換をさせて頂き

ましたが、現段階では3月までの終了というのが、最初に話しあえたことですので、それに向けて議論を重ね、3月の時点でその時の委員会の議論の進捗状況を踏まえて、その時にもう一度どうするのかということを議論するのが適当ではないか。今の段階からスケジューリングを変えるということはしないというのが、ビューローの中で話し合えたことでございます。7点目。2000年プロジェクト研究報告書の取り扱い。これは、第一回の改定委員会で、原科委員からご質問があったものでございます。JICAの内部の作業と致しまして、環境社会配慮がどのように実際のプロジェクトで行われているかということの検討を行って参りました。研究会として原科委員に入って頂き、内部資料という形ではございますが、準備をしておりました。今回の委員会の議論とかなり参考になる部分がございますので、こちらの報告書はまだ若干付け加える所、訂正する所、まだ執筆作業をしている段階でございますので、頑張って最終的に完成をさせる努力をしまして、2月の次回の委員会で皆様にお配りできるような形で、準備することによってさせて頂きました。時間を要しておりますので申し訳ございません。必ず提出するように致します。8点目でございます。これが最後のポイントでございます。第四回改定委員会の議題、これは次回でございますが、これにつきましては本日の委員会の中で論点の整理ということがございます。ここにNGOの方からもご意見を頂いておりますので、今後どのように、何に絞って次の委員会で検討して頂くかを、今日の議論を踏まえてこの後委員会が終わり次第ビューロー会合を開きまして、次の会の議題を決めるというアレンジにさせて頂くというのがビューロー会合の結論でございました。以上でございます。

- **原科共同議長** どうもご報告ありがとうございました。このような次第で、この会が始まる1時間ほど前から議論し、整理して参りました。それだけではなく、先程お話がありましたように、メーリングリストを使いまして、前回の会議からのこの会議の間に、何度かやり取りしております。ただ、メールだけですとなかなかニュアンスが伝わらない、少し表現が悪く誤解を招く恐れがございますので、やはりフェーストゥフェースのミーティングで整理した次第でございます。今のご説明で若干補足致しますと、メンバーを一人増やしました。これは先程のホームページ上で頂いたコメントにお応えしたということではありますが、さらにこういった具体的な文章もお寄せ頂きました。皆様のお手元にお配りしたものがございます。1枚のもので「JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会へのコンサルタント代表メンバー参加追加のお願い」でございます。今ご説明頂きましたが、やはりこの委員会の議論を出来るだけ活発にしたい。そのためには十分な情報が必要ですから、その意味で、具体的に現場で活動しておられる企業の方々の代表にご参加頂きたいということでございます。ただ人数のことがございますので、それが心配だったのですが、この頂いた文章では、中ほどに「各省8名」と書いておられます。上からいきますと、「大学関係5名、NGO団体6名、援助関係機関2名、コンサルタント協会1名、各省8名、JICA1名」とありますが、実はNGOの方が増えた段

階で、各省8名から6名に減らして頂いております。ですから実際は6名でございます。合計21名でございます。ECFAの方がご参加頂いても22名ですから、だいたい20名になり、会議は円滑に進められると思います。前にも申しましたかもしれませんが、経験則として日本でこういった会議を開く場合には、日本語でコミュニケーションを取る世界においては、少なくとも20名位までが限界のようでございます。最近多くのこういった委員会では、15名程度が多いのですが、このようなことから、22名であれば十分な議論が出来るであろうという判断がございまして、この22名までに抑えたい。ただそういった制約がございまして、22名以外の方からの意見が出てこないということも困りますので、当日参加者ということで、それ以外の方からも勿論ご意見を出して頂きたい。しかし、常時の参加者、委員会のメンバーとしては、この22名とさせて頂きたいと思っております。以上でございます。この点に関して何かご質問、ご質問はございますか。村山委員どうぞ。

- **村山委員** 早稲田大学の村山と申します。前回2回、欠席致しまして申し訳ございません。そういう事情で申し上げるのは恐縮致しますが、これから3月までの3回で、実質的な議論を行うのは非常に難しいと思います。3月までに会議の回数を増やすということは検討されたのでしょうか。あるいは3月を超えても、止むを得ないということで議論が進んでいるのでしょうか。
- **原科共同議長** おっしゃる通り、実質あと2回しか無い訳ですから、物理的に大変難しいという感じを持っております。もし可能であれば会議の回数を増やすことも考えております。スケジュールを決めておりますので、この段階で回数を増やすことを決めるのは、なかなか難しいのではないかと感じております。ただ、事と次第によっては、増やすことも考えなければならないのではないかと感じます。ビューローではそこまで議論しておりません。場合によっては延期ということを考えなくてはなりません。この段階では出来るだけ3月で終わらせるよう、そして会議の回数を増やすことが可能であればそれを取り、成果を得たいと思っております。ただ、なかなか難しいという感じはございます。結論はまだ出ておりません。他のビューローの方はよろしいでしょうか。そのご指摘は、おっしゃる通りで、実は今日議題の進め方を、ビューローでシミュレーション致しました。とてもではありませんが、時間が足りないということになりました。この予定で進めるには、今日を含めて3回では難しいと思います。そういった点がございまして、さらに工夫をしたいと思っております。他によろしいですか。今のようなことでよろしいでしょうか。他に無いようでしたら、先に進めさせて頂きます。それでは3番目でございますが、「各スキームの業務フローと環境社会配慮の現状及び教訓」でございます。それでは、事務局からお願い致します。

-----◇-----

- **鈴木** それでは、これにつきまして JICA の各関係部が今日は出席しておりますので、まず「開発調査に関する環境社会配慮支援の現状と教訓」を、社会開発調査部長の岡崎

よりご説明させて頂きたいと思います。前回プロジェクターの映像が見えにくいというご指摘がございましたが、どうしてもシステム上、見えにくいと思います。あちらのスクリーンをご覧になりながら、お手元の資料の3ページ目が同じものでございますので、両方を見比べながら進めていただければと思います。岡崎部長お願い致します。

- **JICA 岡崎 (以下岡崎)** 社会開発調査部の部長をしております、岡崎でございます。座ってご説明させて頂きます。最初に業務のフローという所をご説明させて頂きまして、そのフローに基づいて具体的な案件をどのように進めたかということは、厚い資料の別紙でございます。その中で開発調査は、全部で4件でございます。4件のうち2件につきましては、社会開発調査部が担当しておりますので、私の方で続けてご説明させて頂きたいと思います。そしてコスタリカ、ラオスにつきましては農業、鉱工業の調査部の方で説明させて頂きたいと思っております。基本的には資料を見て頂く方が分かり易いかと思います。まず3ページでございます、開発調査に関する現状と教訓というところについて。1つのテーマについて5分だけ時間を頂いており、15分でこの3件。2件のケーススタディとフローを含めて15分以内で終わらせたいと思っております。業務フローのところ、開発調査がどのように全体が流れるか。その中で、社会配慮というものは、どのような所で調査されるのかというところでございます。最初のコラムでございます。途上国がどのような調査をしたいか。或いはそれぞれの政府から、どのような内容の調査をして欲しいかという要望調査を在外公館、それからJICAの方ではそれを支援して、毎年取りまとめております。それが通常であれば、8月末に締め切りをして、本邦の方には外務省、それからJICAの方にも送られてきます。私どもと致しましては、その案件の内容につきまして、検討をする期間が9月から1月頃まで。これから調査をする時に、我々がどうするかという検討することでございます。右の方には、今まで色々と直面した教訓などがございます。プロジェクトの概要が良く分からない、立地環境が良く分からないということも沢山ありました。そして案件検討をする時にも、情報が十分に得られないので、実施するべきかどうかという判断に困るようなこともある。その際私どものJICAの内部での検討体制と致しましては、地域部、それから環境・女性課、そして事業部というそれぞれの立場から、案件を検討することになっております。そしてその検討結果について、JICAから外務省へ提出致しまして、外務省では、外務省のお立場でもご検討され、そして毎年4月に、その年の実施する案件をJICAへ指示をする。具体的に案件実施が決まるのは、4月以降になるのですが、案件の指示があり実施するということとなりますと、まずどのような調査をしたら良いかという検討したうえで、事前調査団を編成致します。事前調査ではコンサルタント契約に基づきます本格的な全体の調査の細則なり、フレームを決めますが、調査団はJICA、関係省庁、それからコンサルタントの方で編成をして、現地に派遣される。そこで本格調査の細則を決めるということでございます。その際に、事前環境評価ということでのスクリーニング、それからスコーピング、環境予備調査という観点で、ここでJICAの環境ガイド

ラインに示された内容と照合して、どういう内容が環境調査として必要かということ、相手の政府とそれから現地を照合して決めるということでございます。そして、現在では、環境も含めて、事前調査の結果に基づきまして、事前評価ということもしております。これは相手国政府の上位計画との整合性、調査内容について現地で話し合ったこと、現地踏査結果などを整理致しまして、事前評価として公開をしております。その事前調査の結果に基づいて、コンサルタントへの業務内容を決めまして、コンサルタント契約という1つのステップを踏みます。これは調達という仕組みの中で、競争入札の方式を取り、コンサルタントを選定する。そこに必要な「初期環境調査」或いは「環境影響評価という内容について」を盛り込んだ仕示書を提示して、それをコンサルタントは検討し、プロポーザルを提出して頂く。そのプロポーザルで望ましいコンサルタントをJICAで決めて、それから本格的な調査のチームをコンサルタントで編成します。そして環境配慮マスタープランの場合には、初期環境、環境影響評価というところまでになります。そしてマスタープランの次に、その事業をより具体化する、フィージビリティ調査（妥当性調査）の際には、本来先方政府が実施すべきであります、EIAを支援するというようになっております。そしてそのレポートを提出するところまでが、開発調査が求められている1つの成果でございます。その成果を相手政府に出し、相手政府はそれを事業化するかどうかの検討をする判断をした上で、その次の資金協力に繋げるための資料を作成する。さらにJICAの方で、今日ご紹介する事例もそうですけれども、詳細設計というところまでも実施するケースがございます。その際には妥当性調査の次に、より具体的に選定された事業についての実施設計調査というものを行う。そしてその先が、資金協力。JBICでの有償資金協力、場合によっては無償資金協力での事業に繋がっていく。今日ご紹介する案件につきましても、そういう事業化を対処した内容ということで想定された案件でございます。以上。開発調査の中での全体のフローについてのご説明としては、以上のところでございます。とりあえずここで1度終わらせたいと思いません。

- **原科共同議長** どうもご説明ありがとうございました。それでは早速ご質問等がございましたら、お願いいたします。吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 岡崎さん、ありがとうございます。このフローチャートの中で一番のポイントは、JICAの意思決定の場面、即ち事前評価での判断だと思います。具体的にここで、かなり重要な意思決定がなされます。日本のカルチャーから言いますと、一度物事が動き出しますと、それを止めるのは非常に難しいというカルチャーが皆さんご存知のようにあるかと思えます。止めたいのに止められないというのは、我々の文化の弱点の一つではないかと思えます。ちなみにこの事前評価で、開発調査を行ったケースがもし100件あるとすると、何件ここでスクリーニング出来たか、何件ストップ出来たか。具体的に言うと、事前評価、この時点ではJICAのクリティカルなポイントでどれくらいの打率があったかというのを、大まかな数字で構いませんので教えていただきたいと

思います。

- **原科共同議長** それではお願い致します。
- **岡崎** 事前評価制度というものを始めたのは、昨年度からでございますので、その評価制度に伴ってどうだったかというところで正確にお答えするのは難しいかと思えます。今の吉田委員のご主旨で、どれくらいあったかということについては、毎年 30 から 40 件の新規の案件を実施しております。その中で、この事前調査なり事前評価のところ、その先が進まないという事例は 30 件のうち、1 から 3 ぐらいのところではないか。しかしそれは、色々な諸条件、主に色々政変で行けなくなったなど、そちらの要素が大きいと思っております。
- **原科共同議長** よろしいですか。それでは吉田委員どうぞ。
- **吉田委員** そうすると、ここのフローチャートで書かれている、上の部分で外務省が要望調査、案件検討に入るところで示されている教訓の中に、十分な立地環境やプロジェクト概要に情報が得られないということと、少々矛盾するのではないかと思えます。もしほとんど 100%パスするのであれば、外務省の要望からこの判断時点までで、かなりきちっとした調査分析がなされていたと受け取られてしまう面があると思うのですが、いかがでしょうか。
- **岡崎** 案件を検討する際の、案件 100 件あれば、そのうち次に進もうという判断するのは、恐らく 3 分の 1 も無い。色々な条件が整わないで、もう一度相手政府に返すなり照会するというので、採択に至らないケースが多いというのが実状です。従って全て条件が色々揃い、これでいいのではないかという判断が、それぞれの所でなされたところから、実施に繋がっていくと考えております。
- **原科共同議長** よろしいですか。それでは小川委員、お願い致します。
- **小川委員** 環境省の小川でございます。マスタープラン調査、それからフィージビリティ調査のところの業務で、日本側と相手国側の業務の分担がどのようになっているかというのを伺います。この作業、協力事業の中では、JICA が発注されたコンサルタントが現地に入って、実際の事業の計画書を書かれるというように理解しております。その中で、相手国側のカウンターパートが参加して、一緒に作業をする場合もあると聞いています。この作業と環境配慮に関する作業の関係なのですが、このペーパー上で見ますと、それぞれ先方機関が原則実施する IEE なり EIA を支援する、日本側は支援する立場で、実際環境に関する作業を行うのは相手国側だということになっています。実際の作業内容を考えると、日本が派遣しているコンサルタント側で、環境調査ですとか、アセスの準備書ですとか、代替案の検討等、そういった作業を行うことがあるのではないかと思うのですが、その辺りについてはいかがでしょうか。問題意識は、実際そういうことが日本側の責任の協力作業として行われているのであれば、この環境に関する作業についても、単に先方機関を支援するという立場だけではなく、自ら環境について十分チェックをするという責任も JICA 側も負っているのではないかということでございます。

す。

- **岡崎** 環境の調査につきましては、このような支援というように書いておられますが、実質必要とされる調査につきましては、調査の中できちんと仕様書を定めまして、その中で調査団がまとめる、当事者としてまとめるという考え方で進めております。ただ、調査の方法については、奥地に入って、しかも言葉が違う地域の住民調査などは、相手の政府にも協力を依頼して、一緒に作業をするということもございます。必要とされる環境調査については、日本側で資料をまとめる、調査をするというように考えて進めております。
- **原科共同議長** ありがとうございます。よろしいですか。他にございますか。それでは、松本委員お願い致します。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** メコン・ウォッチの松本です。4点ございます。1つは、要望調査ですが、どのような様式で、どのような項目を要望調査で挙げてもらうのかということについて教えて頂きたい。2点目は、それを元に案件検討に入った時に、一体実施する、しないはどのような基準でなされているのか。明文化されているのか、慣習的なのか、あうんの呼吸なのか。その辺りを教えて頂きたい。3点目は、報告書の公開というのが3つありますが、どういうタイミングなのか。速やかに公開されるのか、かなり時間を置くのか、入札を待つのか。この辺り、公開のタイミングも教えて頂きたい。4点目は、事前調査あるいはその後の本格調査のコンサルタントの役割の大きさはよくわかるのですが、JICAはどのような役割なのか。一体どこの部局がそのコンサルタントがやっている事の質が、ちゃんと保持されているとか、そういうことをJICA側がどのようにチェックする体制になっているのか。その4点について教えて下さい。
- **原科共同議長** それでは、お願い致します。
- **岡崎** それではまず、要望調査の書式。これは在外公館でまとめるところの内容は、一応フォーマットとしては決まっております。そしてその必要な条件を入れるフォーマット。それに相手側が作ります要請書という、プロジェクトディスクリプションとして詳細な内容の資料がついてくれば、相当具体的なところまで分かる。従って要請書に付く要望調査というのは1つのフォーマット、1枚2枚の内容でまとめるということになっております。それから、JICAの中で検討する際にガイドラインがあるかということでもございますけれども、従来作りました環境ガイドラインという1つのものは、事前調査をするにあたってのガイドラインということになっておりますけれども、そういうものを想定して、それぞれの部局が考えられるであろう調査において、その案件はどのような影響があるかということ部局がコメントを出し合う。そのガイドラインの下敷きとなるものは、先に作られましたガイドライン、事前調査のためのガイドラインというものをベースにしながら、それぞれの事業によっては、非常に騒音対策が必要であろうとか、或いは生態に与える影響が大きいであろうとか、そういうものはプロジェクト毎に全部違いますので、そういうものに大きな影響を与えるであろうというものには、そこ

をコメントし合う。それをどう調査に入れ込むのか、非常に大きな影響を与える時にはどうしようということは、その関係部局の中で話し合うという体制を取っております。それから、公開のタイミング。特に事前調査のだと思いますが、事前報告書のタイミングというのは、コンサルタントに業務指示をした後には、基本的には公開は出来るのですが、印刷いうことを含めると、製本となるのが通常少々遅れ気味になるというのが実態でございます。事前調査報告書は、原則公開ということにしております。それから、JICA とコンサルタントの役割と、品質管理というところのご質問だと思いますが、JICA が行う事前調査は、関係の有識者、関係省庁の方、そして JICA の職員が入って、調査の計画を決めます。そしてその計画に基づいて、仕様書をまとめるのは JICA の仕事でございます。その業務指示書と仕様書に基づいて、コンサルタントに発注をする調達の行為というのは JICA の責任で、その内容は調達部と事業部が行っております。調達部のところで、コンサルタントの契約を行います。そしてコンサルタントが決まった時に、品質あるいは業務の適正さについてどう確保するかということについては、事業部それから外部有識者、関係省庁の皆様方の協力によって行いますが、審査については、そういう多くの方々の見解を得て、それぞれの調査ステージのところで、コメント或いは軌道修正というものをしながら、進めていく。JICA としては、事務局的な役割を持ちながら、まとめているというように考えております。

- **原科共同議長** 以上でよろしいですか。はい、それではどうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 1つお願いがあるのですが、ここではかなり実務的な議論をしないといけないと私は思います。今のご説明で大体のことはわかるのですが、例えばどのような様式で、どのような項目を今、相手国政府なり実施機関から聞き取っているのか。それが十分だとか十分でないとか、それを見ないと議論が出来ないので、出来ましたらそのような極めて重要な様式については、是非この場に実物を提示して頂いて、この様式で十分かどうかというような議論をさせて頂きたいというのが1点です。JICA 側の審査の基準としているもの。ベースにはセクター別のガイドラインがあるということですが、その上位にあたる包括的な物をここで作ろうという段階ですので、是非ともそういう場合、具体的にセクターガイドラインをどのように噛み砕いて、部局ごとに例えば指針のようなもの、或いはガイダンスみたいな物を作られているようでしたら、そういうものも見せて頂きたい。そういうことが議論を具体化するのに、役立つのではないかと思いますので、提案をさせていただきます。
- **原科共同議長** 今のご提案ですが、私も回答を伺っていて、具体的な中身のご回答が無かったので、今資料が無いので難しいと思いますが、是非資料をご提供頂ければと思いますがいかがでしょうか。
- **岡崎** それは関係それぞれの事業部のところのもの全てでよろしいでしょうか。次回にはお示し出来るかと思っておりますので、そういう方向で進めさせて頂きたいと思っております。
- **原科共同議長** それでは次回までに、今2つございました。1つは、様式。要望調査の

フォーム。1~2枚とおっしゃった様式。具体的なもの。それから運用上の指針、もしくはガイドラインのようなもの。あると思いますので、それらをご用意して頂きたいと思います。

- **岡崎** 上位以外でのガイドラインということですか。
- **原科共同議長** いえ、個別の、ブレイクダウンしたものです。上位というのはもう、提供して頂けるのではないですか。
- **岡崎** 私の方で今ご説明したのは、従来あったガイドラインということですが。
- **原科共同議長** 個別のガイドラインということですね。今松本さんがおっしゃったのは、運用する場合に、部門ごとに、或いは事例の中で判断する側面ごとに、判断基準が明文されたものがあるのではないですかということです。それでは、松本さん。今一度お願い致します。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** JICA と違って、JBIC はそのプロジェクトにするかどうかというところなので、十分な情報が無ければ当然 **approve** 出来ない。且つ住民移転の規模が非常に大きければ、プロジェクトにしないという判断がある訳なのです。JICA の場合、調査ですので、調査というのは不確実なものがいくつもあるから、調査されると思うのです。不確実のものがあるという状態で要請を受けて、それが不確実だからと言って全部を切るということは恐らく出来ないと私は思います。ですからその JICA の調査の場合、どのようなものは調査をしないと判断し、どういうものは調査をすると判断するのか。そのあたりの基準が一番重要だと思うのですが。
- **岡崎** JBIC のガイドラインにて、この場合はやらないという判断があるということに対応して、JICA の方ではそこまで厳密に定めた物があるかと言えば、現時点では必ずしもそういうふうなケースの場合はやらないという基準はないと言えらると思います。
- **原科共同議長** 今のご回答でよろしいですか。何かございますか。國島先生どうぞ。
- **國島共同議長** 2つ質問させていただきます。1つは、日本政府の活動は一般に4月に始まって3月に終わるといふ、国の会計年度の影響を非常に色濃く受けざるを得ないのですが、JICA の諸々の諸活動というのも、政府が受ける制約と同じような会計年度の影響を大きく受けると理解してよろしいのでしょうか。
- **岡崎** 基本的に会計制度としては単年度予算で動いているというのは事実でございます。それをどのような影響を受けるか。例えば多年度に亘るものについて実施する際に、それぞれ単年度のものを3年間実施する色々な工夫はありますが、それぞれの予算はその年度毎に切られているということでございます。
- **國島共同議長** 分かりました。それからもう1つ。今までそういう組織でご苦労されているのは、単年度毎に使いきり予算を原則とすることです。使い余り予算は非常に困るということで、色々な制約がかかると私は理解しております。今までの JICA の活動で、使いきり予算に関して、圧力がある状態でお仕事されてきたと理解してよろしいでしょ

うか。

- **岡崎** 使いきりというよりは、年度を跨ぐ調査をどのように亘っていくか。これは相手の自然条件で、どうしても3月や4月に行わなければならないという事情の時には繰越、即ちその年度予算を次年度に回して事業を実施していくという事は行っております。
- **國島共同議長** 有難うございます。
- **原科共同議長** 澤井委員、どうぞ。
- **澤井委員** 2点お聞きしたいのですが、事前調査のところでスクリーニングの必要を検討するとなっておりますが、このスクリーニングというのは具体的にどのようなイメージで捉えればいいのか教えて頂きたいのです。JBICのガイドラインでも全てのアプレザル対象のプロジェクトをスクリーニングにかけて、その環境の影響度によってカテゴリー分類するというプロセスがあります。このスクリーニングの必要性を検討することであると、果たして同じ言葉遣いをしているかどうかわかりませんので、補足説明をお願い致します。それからもう1点は、マスタープラン調査のところで、原則実施するIEEですが、今現在マスタープランの段階で戦略アセスのようなものを、JICAとしてどの程度意識されているのか。途上国では非常に難しい課題だと思っておりますが、現状認識を教えてください。
- **原科共同議長** 今の2点をお願い致します。
- **岡崎** スクリーニングとスコーピングの具体的なイメージを、お示しすると分かりやすいかと思っております。厚い資料の17~19ページに亘るところに、事前調査で行うスクリーニングとスコーピングという作業について、具体的にこのような形で、あらゆるセクターについて定められております。従ってスクリーニングでは、どのような内容のものが調査において環境調査をしなければならないのか、ウェイト付けを置くこと。これをスクリーニングと呼んでおります。そして、その先にその内容についてどの程度、重要度を置いて調査しなければならないのかというのが、スコーピングでございます。それを総合的に判断するというのが、19ページに示されているものを、個々の案件で行っているということでございます。
- **原科共同議長** そうすると、用語が少し違うんですね。スクリーニングというのは、アセスの分野で一般に使われているのですが、岡崎さんがおっしゃったように、対象の案件・事業を分類することをスクリーニングという使い方が我々アセスの世界では多いのです。今おっしゃったのは寧ろ、アセスの世界ではスコーピングの一部ですね。わかりました。
- **岡崎** すみません、もう1点よろしいでしょうか。
- **原科共同議長** すみません、最初の点に関して用語や定義が違うということで、わかりました。
- **岡崎** もう1点、原則実施するという事について、言葉が聞き取れませんでしたので、ご質問の主旨のところを今一度よろしいでしょうか。

- **原科共同議長** もう1つの点は、私が理解したものでは、SEA 戦略的環境アセスメントというのは、IEE の段階では重要だということで、それに対して JICA はどのようにお考えかというご質問だったと思います。
- **岡崎** その内容についてまとめたものは、現時点ではございません。
- **原科共同議長** JICA ではそのところは十分まだ検討されていないということですね。確か第二次分野別研究会の環境配慮のところでは、SEA について私自身の意見は述べ報告書にも書きました。JICA はそれに対してまだ検討されていないということですか。これから検討して頂きたいと思います。他にございますか。それでは森嶋委員、お願い致します。
- **森嶋委員** 森嶋でございます。このフローを拝見して一番気になったのは、先程國島先生のお話にもありましたが、予算年度で縛られているということが反映されているのです。最初の要望調査から、案件検討して外務省に回答するまでの時間が、あまりにも短いというのが第一印象でした。予算を考えますと、こう書かざるを得ないのかもしれませんが。質問が2つあります。1つは、実際に要望調査で、在外公館から上がってくる以前に、その在外公館と何らかの関わりを持っていること。例えば支援している、指導しているなど、そのような関わりがあるのかどうか。それが1つ気になります。それから2つ目。外務省に案件を提出した後、指示に結びつくわけですが、このあたりの率ほどの程度なのか伺いたいのですが。その2点でございます。
- **原科共同議長** はい、どうぞ。
- **岡崎** 私の方でお答えてよろしいでしょうか。具体的にどのように案件を検討されるか。これは要請書として上がってくる過程では、在外公館は勿論、相手政府と色々話し合いが行っていると承知しています。また、もう少し JICA の在外事務所の方でも必要な情報を出来るだけ入れるように指導はしております。在外事務所と在外公館と話し合いをして、すり合せをかなりした上で、熟度の高いものが本邦の要請書として上がってくるというように理解しております。それから要請が上がったうちの採択の件数はどれくらいかということですが、100~200 の案件に対して最終的に私どもの方で別途指示を頂くのは、30 くらいが一つの目安ではないかと思っております。
- **原科共同議長** 今の件は、補足することはございませんか。よろしいですか。それではお願い致します。
- **石井委員** 外務省の開発協力課長をしております石井と申します。今実際に岡崎部長からお話があった件ですが、おおよその要請全体件数を申しますと、毎年海外の在外公館を通じて 400~500 くらいの案件が上がってくる人が多いです。その中で、ここに書いてあるような業務フローの過程を通じまして、外務省が JICA に対して開発調査の指示をするのは、件数全体で 70 件から 80 件くらいです。だいたいその件数で行っております、その中の案件で 2 年ないしは 3 年続くものもございます。JICA の方も交付金で各事業を行っております、3 月から 4 月という全体の予算の年度に沿って、業務フ

ローが作成されています。以上でございます。

- **原科共同議長** よろしいでしょうか。どうぞ。
- **村山委員** 早稲田大学の村山です。今の点に少し関係するかと思いますが、2点お伺いしたいと思います。この業務フローの中で、要望調査から最終的な事業に至るまで、かなり計画の熟度は変わってくるのか、こないのかということです。最初の段階である要望調査ではかなり、案件の内容に不確定な要素が少しある。やはりその場合、PD（プロジェクト概要）、SD（立地環境）の情報が、かなり不確定にならざるを得ないと思うのですが、そういう状況の中から徐々に調査が進むに従って、段々事業の形が固まっていくのかどうかということが1つです。それからもう1つは、各プロセスの中で情報の量と質の充実という問題が出てくるかと思うのですが、外務省が検討に入る前の段階で、JICAとして積極的な情報収集をされているのか、どうかということです。例えば何か職員の方が行って情報を収集するのか、或いは相手国から来た情報を出来るだけ集めてそれを検討するだけなのか。恐らく相手国はプロジェクトを進めたいという立場にあると思いますので、その情報の内容について信憑性を問われるものがあるかと思うのですが、そのあたりの情報の質の問題を、もし分かりましたら教えて下さい。
- **原科共同議長** お願い致します。
- **岡崎** 案件の検討の過程で、内容がより具体的になっていくかどうか。場合によりましては、相手に、或いは在外公館を通じて、もう一回戻して検討して頂くということも行います。そういう場合の年度には、採択に至らずにその次の年度で、その内容をもう一度検討する。そういうところでの熟度が増すということもございます。それから、やはり調査をした後の事業化ということも考えた上で、それに対して最もふさわしい調査の内容は、どこまで行えばいいのか、もう一度相手政府に問いかけるということもしております。それから、情報収集を在外公館、JICAは行っているかということですが、案件・要望調査を頂いた段階で私どもでもわからない点は、在外事務所に対して問い合わせる。或いは本邦で情報が集まる場合には、集める。さらには、これはいい案件になりそうだということであれば、それについては新たにプロジェクト形成という、別のミッションを派遣して、その案件をより具体的にしていこうということも進めております。
- **原科共同議長** 今のご回答でよろしいですか。
- **村山委員** 今の2つ目の点は、ケースバイケースでご判断されているということですね。
- **岡崎** そうです。
- **原科共同議長** 有難うございました。それでは吉田委員、お願い致します。
- **吉田委員** 吉田です。先程の環境省の小川委員の御発言のところを、確認したいと思います。それはマスタープラン、フィージビリティスタディの時に行われるIEE、EIAです。これは明らかに社会調査も含めたものだと理解しております。マスタープラン、フィージビリティスタディのレポートの表紙を見ればJICAとコンサルタントの名前が入っています。これらのレポートを構成するIEE、EIAに関するところの責任は、先方（途

上国)の責任ある機関が正当と認めたものだという意味なのですか。後々に問題が起きたときの責任の所在をどう説明するのか、決定的に重要なポイントだと思うのですが、そこを少し明確にして下さい。

- **岡崎** EIA でした実施した内容について日本側が出すものは、当然相手の政府とも話し合っ、これでいきたいということで EIA については内容を勧告する形のところまでが、開発調査で行っております。従って内容が果たして良かったかどうかについては、一次的にはその調査でまとめた内容で、責任を JICA の方が持つということだと思います。ただ、その勧告通りやって頂くかということは、相手国の判断ということになります。従って勧告したところの内容の責任は、JICA にあると考えてよろしいかと思いません。
- **原科共同議長** よろしいですか。ご発言の希望が随分多いですね。予定の時間が、オーバーしそうですが、大事なところですので、松本委員と高橋委員、順番に参りましょう。
- **松本委員 (Foe Japan)** FoE Japan の松本です。先程案件検討の中で、JICA が検討した後に外務省で案件検討が一ヶ月あるのですが、この時外務省では別のガイドラインか何かをもって検討されているような基準をお持ちなのか、外務省の方にお伺いしたいと思います。それと、開発調査に関しては、それ以外にも関係省庁の方が色々係っているかと思いますが、その方々はこの時にどのような係りを持っていらっしゃるのか。特に案件検討の際、どのような係り方か、教えて頂きたいと思いません。もう一つは、先程スクリーニングというお話がありましたけれども、今のお話を聞いておきますと、調査に入る前にこの案件はどこに環境配慮しなければならないのか、或いはあまり環境配慮しなくてもいいですとか、いわゆるプロジェクトのスクリーニングというのは、今の時点でできていないのか、その3点をお願い致します。
- **原科共同議長** それでは、最初は外務省の方からお願い致します。
- **石井委員** 外務省、開発協力課長の石井と申します。私の方から1点目と2点目についてお答え致します。最初の点ですが、外務省へまわってきた案件について、どのような基準、観点からということですが、当課で行っている基本的な考え方と致しましては、いくつかありますが、1つはその国の開発基本計画との整合性。或いは個別の案件が有している当該地域に対する裨益効果。どういう形で裨益していくのか。また、F/S ですと、事業化の見通し。それから、勿論ここで議題になっている環境社会的なインパクト。そういうものの一方で、最近外務省では、国別援助計画というのを作っておりまして、そういう国別援助計画で考えている重点分野ですとか、優先課題との整合性。そういった点を踏まえて、JICA から上がってきた案件について、外務省で個別の案件の適否を判断するというところでございます。外務省だけで行うのは、なかなか難しいので、その案件の検討の過程においては、関係する各省の方々の意見を聞いて、個別の案件の中身を審査する手続きを毎年行っております。以上です。
- **原科共同議長** そうすると3つ目はこちらでしょうか。

- **岡崎** はい。それぞれの個別の案件で、これは環境社会配慮といったところが焦点だと思います。それに該当するかどうかを、どこで見定めているか、見極めているかということだと思います。特に近年においては、補償の問題、移転の問題、住民対策が必要なものについては、私どもでは慎重に、その内容については補償の問題があるとか、きちんと見定めた上で調査として行うかどうかという見解は、事業部の方で出すようにしております。それから、それぞれの部局からも、そのようなコメントが出されるような現状にあります。
- **原科共同議長** よろしいでしょうか。今のご回答の内容について私の理解では、スクリーニングという方法。私達の国のアセス法では、スクリーニングというプロセスがございますが、JICA の場合には対象プロジェクトのスクリーニングは行わない。全てが対象になるということによろしいですか。そういうご回答と考えるとよろしいですか。アセス法の下では、大規模事業、公共・民間を通じて、大規模なものは 13 種類の事業と、1 つの計画に関しまして、表があります。その表のどこに入るかで、スクリーニングを行います。対象事業になるか、つまりアセスを行うか、行わないか判断をしますが、JICA の場合には、全ての案件がアセス対象となっている。アセス法で言うような、スクリーニングは必要ないと、そのようなことによろしいですか。
- **岡崎** そこは明確には決めていないと思います。少なくとも全てのものを対象にしているかどうかというのは、私どもは個別で見えておりますけれども、それが今おっしゃられたように、きちんと整理されているかどうかというのは、必ずしもそうっていないと思います。
- **原科共同議長** EIA をやらないものもあるということですか。
- **岡崎** 内容によっては、電算機のシステム化など、特に EIA というものが、必ずしも最初からそういうものがないのではないかと思います。
- **原科共同議長** ということは、スクリーニングを行っているわけですね。スクリーニングに関することを行っておられるが、それに対してはスクリーニングという言葉を使っていないということですね。
- **岡崎** はい。
- **原科共同議長** はい、わかりました。それからもう 1 つ、外務省の方にお伺いしたいのですが、先程の判断した基準、根拠というものは、文書で記録されているかと思いますが、いかがでしょうか。
- **石井委員** 部内的には、上がってきた案件について、どのような基準で、どのような観点から採択したものと、各担当官にある程度、統一的に示す必要があると思いますから、我々は部内的な資料としては持っております。
- **原科共同議長** それは情報公開の対象になるということですね。その中身は、手に入るということですね。
- **石井委員** 今手元にございませんので、持ち帰って検討致します。なるべくその方向で

考えたいと思います。

- **原科共同議長** はい、そうですね。他にございますか。高橋委員、お願い致します。
- **高橋委員** JVC の高橋です。2つございます。まず1つは、要望調査の後の案件検討のところで、JICA の環境・女性課の係り方についてです。「必要に応じ」とありますが、これまでの経験、実績は件数でいうとどれくらい検討に関わってきたのでしょうか。そしてどういう時に係って、どういう時に係らないのか、何か基準があればそれを教えて下さい。2つ目は、外務省の判断基準のあり方と関係する質問です。JICA も地域部が係っていますが、先程の外務省のご説明でも、地域性に関して当該地域の裨益度と国別援助計画との整合性という観点から判断されるとおっしゃっていました。JICA にも国別計画方針というのがあるかと思うのですが、その場合、外務省の判断との整合性の観点から、審査内容の重複を避けるような棲み分けはあるのでしょうか。そこを教えてください。
- **鈴木** それでは私、事務局からお答え致します。まず1点目の環境・女性課がどの程度関与しているかということでございます。先程、外務省の石井課長の方からございましたように、膨大な量の案件が届きますので、全てを当課が見るかという、それは行っておりません。何をやっているかと申しますと、ここにあります9月から1月の案件検討の段階で、各事業部の方、今のお話ですと社会開発調査部、農林開発調査部の方で、この案件はやはり内容的にみて、案件として進めていくのに内容として妥当性があるであろうと思われるようなもの。或いは全く最初の段階から、これは情報も足りないし、内容的もこれは大規模開発を伴って、JICA の開発調査としては採択すべきでない、色々なカテゴリー分けをする訳ですが、その中でも最初から見込みなしというものについて、当課で今一度チェックするかというと、それはあまり意味が無い。ですから JICA の開発調査として行った方が望ましいのではないかと、或いは候補としてなり得るというものに対して、環境・女性課の方で、環境社会配慮面がどのように気をつけなければならない点があるのか。あるとすれば、どういうことなのか。その案件の内容を見るようにしております。件数というのは非常に難しいのですが、環境調査の環境関係の採択案件であれば、それについては、全て見ているということになりますので、先程 70~80 件の指示のうちの、環境社会配慮が必要な案件は、どれくらいかわかりませんが、採択・指示があるものについては、全部見ている。プラス、指示のないものでも、可能性があるものについても見ておりますので、はっきりお答え出来ないのは申し訳ありませんが、70~80 件にはなるのではないかと思います。きちんと数字は確認して、次回にでも提供出来ればと思います。毎年フラクチュエーションがある部分がありますので、年によって違うということはあると思います。地域部の件ですが、JICA にも国別事業実施計画というのがございます。これは外務省で作られている、国別援助計画をベースにし、国別援助計画というのは、非常に幅広く作られておりますし、円借款ですとか、色々な JICA 自身以外の要素も含まれているものがございます。その中で、JICA で所掌して

おります、技術協力或いは、開発調査といったものを切り取った形で、上位計画との整合性があるように JICA の計画を作っております。その中で例えば、ある国において環境面或いは、教育面、保健面など、どのような協力を行っていくかというプログラムを作っております。そのプログラムと、実際に今回要請があった案件がきちんと整合性が図れているかどうか。それは必ず地域部で見っております。ですから、社会開発調査部、鉱工業開発調査部ですとか、そういった事業部では、セクターの観点から事業の妥当性を見て、地域部ではその国に対する援助・協力の観点から、妥当性・整合性を見ていくというようになっております。

- **原科共同議長** よろしいですか。そうしますと、作本委員お願い致します。
- **作本委員** 作本でございます。1つが外務省から JICA へ実施指示ということがありますが、この指示というものはどういう性格を持ったものなのかを教えてくださいと思います。意思決定をここで外務省として行うということを決めて、JICA 側にもその先の判断をとというのは、EIA も含めて完全に譲られるのかどうか。またこのような段階で、とにかくプロジェクトを進めるという判断を、外務省が下すという消極的なイメージなのか、そこを教えてください。もう1つが、援助の相手国が政府としていわゆる公式的に、JICA あるいは現地の日本の外務省と接点を持つのは、要請書を出す段階から、その後はどのような時があるのか。そこを教えてくださいと思います。例えば先程ありましたが、アセスにつきまして、JICA 側でこのアセスの内容をチェックするというのはわかるのですが、相手国内においても行政判断としてこのアセス書が適切に意思決定としてなされたものなのかどうか、教えてくださいと思います。
- **原科共同議長** 今の件は、外務省の方からお答え下さい。
- **石井委員** 最初の一点目について、私の方からご説明致します。ここに書いてある実施指示でございますが、実際に要望調査が上がってきて、JICA でも案件検討をし、外務省でも案件検討をする。その過程でも勿論我々外務省と JICA とは色々意見交換の機会や連絡を保っておりますけれども、この4月の実施指示につきましては、関係各省との話し合いを踏まえて、外務省として、最終的にどの案件をこの年度において、取るか取らないかという判断を示すものでございます。実際に案件を取るといったものについては、この4月に外務省が JICA に対して、この案件を開発調査として採択すると指示します。一方、大使館を通じて先方政府にも連絡をし、国内的には、実施機関にそれを指示するというところでございます。それまでも、外務省と実施機関の間では、個別の案件のレベルにおいて話しあう機会もございますし、お互いに疑問点や問題点があれば聞きますし、場合によっては大使館を通じて、さらにもう少し詳しく要望の内容を調べたりすることもございます。ですから、全て1本の線で完結する訳ではなく、その線を補強する色々な動きがございます。4月においては最終的な判断として、政府が実施機関にその実施を指示をするということが行われます。
- **作本委員** 今少し分からないところは、JICA にボールが渡された時に、外務省が一緒

になって、スクリーニングやそのあとのプロセスに関わって、一緒に判断をするのかということですが。

- **石井委員** これに書いてありますように、案件を採択するといった行為の後の事業の流れについては、これは基本的に JICA、実施機関の仕事でございます。しかし我々は政策官庁ですから、開発調査を見ている官庁として、その案件の管理等で、我々が一定の関わりを持ちますが、あくまでもこの事前調査或いは事前評価といったこの枠のところにおいては、主体は実施機関、JICA の話になります。
- **原科共同議長** よろしいですか。もう 1 つありましたね。これはどちらからご説明頂きますか。
- **岡崎** それでは、私の方からご説明させていただきます。公式に要請書が上がって採択になって本格調査の際の、環境の審査というのは相手のどのようなところをまとめていくか。通常、例えば道路の案件であれば実施官庁である公共事業省という所と一緒にを行います。その国の環境基準というものがございます。それが道路省・局ではなく、環境省でその内容が定められていれば、それを遵守するような形で調査をまとめる。そしてその調査をまとめた内容というのは、当然環境省と了解を取りながらの内容にしていく。それを実施する際のプロセスとしては、相手の道路省・局が関係局と協議をして、審査をするというプロセスを踏むのが通常でございます。
- **原科共同議長** それでは、松本委員どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 短い質問なのですが、先程の質問に関連して、環境・女性課では事前調査や或いは本調査の時点で、どのように関わっているのかというのが 1 点。もう 1 つは、先程の作本委員の質問の確認なのですが、この調査をするかどうかという意思決定は、外務省が行うということであって、JICA がその前の時点では、何か意思決定というのは特に無いと考えてよろしいのでしょうか。その 2 点をお願い致します。
- **原科共同議長** それでは今の 2 点について、最初の点は鈴木さんの方からお願い致します。
- **鈴木** はい、それでは私の方からご説明致します。環境・女性課が事前調査、或いは本格調査にどう絡むかという点でございますが、事前調査の段階で案件をどのように実施するかという、実施の計画書ですとか、或いは事前の打ち合わせですとか、様々な打ち合わせ、会議が開かれます。それには当課から出席致しまして、環境社会配慮の観点から、現行のガイドラインも含めまして、どのような点に留意すべきかといったようなコメントや意見を述べます。それは事前調査、本格調査を通じます。報告書作成の段階でも必要に応じて、コメントを行います。実際に当課の人間が現地の調査に行くかという例は実際にはございません。数が多いので、当課の人間も大変だからです。そこは事業部の責任に任せますが、きちんと調査が成されるような形のモニタリングやコメントは、行っております。以上でございます。
- **松本委員 (FoE Japan)** それに関連してなのですが、全ての案件に環境・女性課が関

わっている、或いは必要に応じてということなのでしょうか。

- **鈴木** 全案件かと申しますと、環境社会配慮の必要の無いものには勿論絡みません。環境社会配慮が必要なものでも、特に気をつけなければならないものには、注意深く対応しております。綿密に内容をチェックしたり、会議には欠かさず出席したりということにしております。ただ、軽微なもの、JBICでも色々カテゴリーを分けていらっしゃるものの中でも、書類だけ見て内容を確認しておけばいいというものには、それだけの対応にしておりますので、それは内容によって関わり方は違うということになります。
- **原科共同議長** もう1点はよろしいでしょうか。今で、お答えになったのでしょうか。
- **松本委員 (FoE Japan)** 意思決定についてどなたかからお答え頂ければと思います。
- **原科共同議長** 外務省でしょうか。
- **石井委員** 私が適当かわかりませんが、ここに書いてありますように、4月の段階での実施指示の主体は外務省で、相手方がJICAです。一方JICAには、上の方に書いてありますが、案件検討でJICA関係部において検討した結果は、勿論外務省に入ってきます。外務省においては、そういったJICAの検討も考慮し、最終的に判断するのは外務省という流れです。従って外務省で判断する際にも、JICA関係事業部で検討した結果は勿論踏まえて判断しております。
- **原科共同議長** よろしいですか。片山委員どうぞ。
- **片山委員** このP.3のフローにおきまして、フィージビリティ調査、その結果最終報告書は公開されますが、公開において殆どの物が、ゴーサインが出るものなのか。或いはこの段階で、棄却される案件がどれくらいあるものなのでしょうか。
- **岡崎** 最終報告書にまとめられたものが、次のステージに行くものがどれくらいかというお話と、この段階でまとめた内容で、この調査は適当でないという判断をするかどうかと2つあります。次に進んでいる内容がどれくらいあるか、このフィージビリティ調査のあとですね。これは6割以上、次の事業化に進んでいる。調査を行った後に、この調査を行うべきでないという結論が出るものがあるかというご指摘に対しては、技術的な、経済的な、色々な観点からフィージビリティを検討します。かなり条件付きな表現になりますが、フィージビリティがないという結論を出すものもあります。ただ非常に少ない。実例は非常に少ないです。何件くらいかという、あまり件数はないかなと思っております。
- **片山委員** それからもう1点。これは技術的な観点からの質問ですが、今の環境社会配慮ガイドラインにおきまして、スクリーニング、或いはスコーピングの調査手法が導入された。このガイドラインで一体何が問題なのか。その調査手法が問題なのか。或いは調査手法に基づいた後、結果について判断する判断基準が問題なのか。ここを教えてください。
- **岡崎** 今のガイドラインで、どういうところが私ども事業を実施する際に困っているかというのは、後程の事例でもご紹介させて頂きたいのですが、非常に大規模な、広域な、

複合的なプロジェクトが含まれる場合のその考え方というのは、どういうものをするべきかということ、ダム、道路、橋梁という分類のガイドラインになっております。従って、総合的に社会配慮という観点から、これは色々影響があるぞというところまでのものは、現時点では少々足りないのではないかと私どもは思っております。

- **原科共同議長** 今おっしゃった、複合的というのは総合計画レベルでということですか。
- **岡崎** 後程ご説明させていただきます、コクインナンダムの導水計画等も、そういう内容に入るかと思えます。
- **原科共同議長** 補足がございますか。
- **鈴木** はい。今の片山委員のご意見ですが、勿論各事業部からの現状に関する課題というのはあるかと思えますが、後程今日の資料にもございます、評価と課題のところでは全体的な話はまとめてありますので、そこでご説明と議論が出来るかと思えます。
- **原科共同議長** よろしいでしょうか。最初に時間がとても足りないと申しましたが、やはりこうして個別に見て参りますと、質問だけで 30 分以上過ぎました。司会をやる側としては、とてもハラハラしてしまいました。既に 1 時間 20 分過ぎてしまいました。これがなかなか大変なのですが、実はまだこの裏のページは説明しておりませんので、次に進みましょうか。
- **鈴木** 出来ましたら、無償資金協力は開発調査とは違うフローがございます。
- **原科共同議長** 3 ページは開発調査でしたが、4 ページは無償資金協力でございます。この場合はどのようになっているのか、ご説明頂いて質疑と参りたいと思えます。よろしいでしょうか。それでは、選手交代してよろしくお願い致します。

- ◇-----
- **JICA 松浦 (以下松浦)** JICA 無償資金協力部の松浦でございます。座ってご説明させていただきます。4 ページに「無償資金協力の事前調査に関する環境社会配慮支援の現状と教訓」という紙でございます。既に開発調査のところと、わりあい似ている部分がございます。この 4 ページの図の外務省からの調査指示というところまでは、ほぼ同じプロセスで行われるということになるかと思えます。ただ違いと言え、開発調査では調査という援助に対して、どう指示をするか。無償資金協力の場合にはある程度、調査の結果がサクセスフルであれば、近未来的に無償の実施があり得べしという前提で調査をするというところで、検討のアスペクトが若干違うことになるかと思えます。その後、開発調査の場合には事前調査というようなところで、私達のところでは予備調査というターミノロジーを使っております。この場合には、やはり要請内容に極めて明瞭でない点、熟度が低いということに関して、あらかじめコンサルタントを大規模に派遣するよりも、その前に派遣して明らかにするところは明らかにしたいという目的のために、ある意味ではステップワイズな考え方で予備調査を行うという考え方しております。また場合によっては、複数の同分野の案件について、どちらにメリット、デメリットがあるかということについての現地情報を技術団員の意見も含めて、判断する材料を集めて

こようというのが予備調査の意味合いでございます。その後、予備調査をやらない場合もでございますけれども、調査指示を受けたあと、2つ目の黒い網掛けの箱ですが、私どもでも通常、基本設計調査というような呼び方をしております。基本設計という言葉からして、概ね技術的な面から概算事業費のコストを積み上げる、それから無償資金がなされて完成した後、どう途上国側で実施体制、サステイナブルな運用が期待出来るか、また問題点は何かというところを重点とした調査だと思います。勿論そういう中で、環境社会配慮に配慮すべきところにつきましては、コンサルタントの業務指示の中に、ガイドラインを見つつ指示をするというような形になるかと思えます。通常、基本設計調査は6ヶ月から8ヶ月程度かかります。そういう中で最終的には、ドラフトファイナルレポートという形で相手国と打ち合わせをし、その内容を確認した後、最終報告書を出すという形になります。その最終報告書にさらに補足資料を加えた上で、私どもでは積算、報告書の概要を取りまとめて、外務省にいわゆる無償実施に対しての資料を提出します。その後無償資金協力の場合には、各々のコミットメントの場合、あらかじめ財務省と予算の詳細について協議、了解を得る。その後外交プロセスの中で、相手国で無償資金協力の交換公文の取り決めを決めるために、色々な手続きがございまして、最終的には交換公文の署名をもって、資金協力が相手国にコミットされるという形になるかと思えます。その後はまさに私どもが、調査ではなく実施促進と呼んでおりますが、JICAは外務省が交換公文により、実施する無償資金協力に対して調査、連絡、斡旋等の促進業務をして、無償資金協力による事業の実施が適正に出来るようなお手伝いをしているというようなプロセスでございます。以上が業務のフローということで、開発調査と似た面、似てない面、多々あるかと思えますが、ご質問等ございましたら承りたいと思えます。

- **原科共同議長** どうもご説明ありがとうございました。それでは、ご質問お願い致します。松本委員、お願い致します。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** メコン・ウォッチの松本です。いくつかありますが1つは、これも予備調査報告書の公開というのは、開発調査の時と同じように、やはりずれがあるのでしょうか。このあたりを教えて頂きたいということと、この予備調査に全てがいくわけではないと理解しているのですが、予備調査を必ずするかしないかというのは、誰の判断によってなされているのでしょうか。それが2点目。それから3つ目は、環境アセスメントやSIA、社会インパクトのアセスメントなどが必要であるという判断は、どこでされて、実際調査そのものはどの段階でされるのか。これが3つ目。それからもう1つは、開発調査と違って実施がその後外務省、つまり日本政府によってなされる訳ですが、この場合JICAが事後の案件監理という意味で、どのような役割を公式に担っているのか。先程言った実施促進みたいなものをもう少し噛み砕いて、案件監理という視点からどういう責任を持っているのか教えて頂きたいと思えます。
- **原科共同議長** どうぞ。

- **松浦** まず予備調査の結果の公開についてですが、公開するとしても、どれくらいずれるのかというご質問かと思えます。予備調査につきましては、勿論案件に対しての追加資料をとりきれないところをとって、ある種案件検討をより従前にしようという考え方でございます。そういう中で通常私ども、概ね一月（ひとつき）以内のような形で行いますが、相手国政府の考え方等も含めて調査を致しますが、調査結果の公開につきましては、その後に基本設計というような形で、コンサルタントの選定プロセスがございませぬ。基本的に基本設計調査に繋がるというところで、入札上の理由から基本的には公開していない。無償実施が決定し、終了したあと予備調査については公開しているという状況になるかと思えます。それから予備調査をするかしないかの判断はどうか、それを誰が決めるかというご質問かと思えます。開発調査でも説明しましたように案件検討につきましては、フィージブルなものを外務省にご報告するというよりは、全ての案件検討の結果で、どれがレベル的にいいものか、悪いものか、全ての案件をご報告しております。そういう中で、私どもも予備調査をすれば、より明確になり得るプロジェクトかもしれないということであれば、その旨を検討結果として記す場合もございませぬ。そういう中で、外務省で予備調査、これであればした方がよろしいという判断に至れば、私どもに指示が参るという形になるかと思えます。勿論案件検討以外に様々な理由の中で、予備的な検討から入った方がよろしいという決断があれば、その都度私どもの方に予備調査を頂きます。それから環境アセスメントが必要であるということをごどこで、このフローの中で確認するかというご質問でよろしいでしょうか。開発調査と同じように、グレード、レベルが違うにしても、当初案件検討の段階から環境についての調査を強化しないと、プロジェクトとして成り立つ、成り立たないというのは、経験的にレベルを上げながら行っていきます。調査指示の段階で、これは予備調査を終えようが、終えまいが基本設計調査の中で最終的に環境配慮の調査項目を加えておかないと、これは事後プロジェクトとして成り立つか、成り立たないか、まさに経験的な視点から基本設計調査、いわゆる本調査の業務指示書をまとめているというのが現状でございませぬ。あと4点目に、JICA が交換公文のあと案件管理について、責任がどこまであるかというご質問だと思えます。私どもの実施促進というのは、無償資金協力の一定の分野のプロジェクトでございませぬが、その中の契約締結に関する調査、斡旋、連絡、その他必要な業務という決まりになっております。また無償資金協力が実施されている期間、いわゆるプロジェクトの完成までの日本の関与、工事、調達等プロセスについての契約の実施状況を調査するというのが、私どもの責任でございませぬ。以上でございませぬ。
- **原科共同議長** 今のご回答でよろしいでしょうか。1番目と3番目について、お聞きした範囲で私は確認したい点がございませぬ。1番目はそうすると、公開というのは、このフローチャートで言うと中の方予備調査の時に報告書公開とありますが、実際に公開は下の箱の、基本設計調査の後、入札の後ということですね。
- **松浦** フローテキストとしては、そうなります。

- **原科共同議長** これですと誤解を招きます。これは直した方がいいかと思います。
- **松浦** はい。次回までに直して、もう一度お出ししたいと思います。
- **原科共同議長** それからアセスメントに関して、3番目に、どこでどのようになされるかという質問に関して、それに対する明確なご回答を、私は確認出来なかったのですが。そういう手続きを行うということは、明確にはなっていないということですか。それぞれ環境配慮しているけれども、アセスメントをどこでやる等ということは、このプロセスの中では明確な位置づけはないということでしょうか。
- **松浦** あえて申し上げますと、それは3つ目の網掛けの「JICA 調査実施計画作成」という箱があるかと思います。この時点で、調査の実施計画、具体的にはどれだけの調査をすべきかという、全てのアイテムの中で検討をされるというのが事実だと思います。
- **原科共同議長** この箱のところで、アセスメントをするかしないかを判断するということですね。わかりました。どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** そういう時に、JICA の場合、実施機関なので意思決定の問題というのは非常に重要かと思うのですが、プレッジが JICA の調査期間中、もしくはその前にくるというのは、日本政府としてあり得るのでしょうか。そこを確認させて頂きたいのですが。
- **原科共同議長** そうすると、外務省でしょうか。どうぞ。
- **小原委員** いわゆる国際約束という意味で、日本政府が無償資金を供与しますというその時点は、ここに書いてあります「交換公文署名」でございます。法的にも要するにそこで始めて、日本政府として、あるプロジェクトに対して、ある額の無償資金を供与することが決定されるということでございます。質問は、またそれとは違う意味でしょうか。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 私の理解では、政治的意思表明という形で、全ての案件とは思いませんが、事前通告がなされるという理解をしています。これも私の経験上、調査をしている中でもプレッジがされるということもあるというように感じている訳ですから、調査がなされている時、もしくはその前に、政治的意思表明としてのプレッジがなされるかどうか。相手国の要人が来日した時であるとか、日本の閣僚が相手国の政府に訪れた時に、そうした意思表示が調査に先立って、或いは調査中に行われるということが、あり得るのかどうかということ clarification したいと思っております。
- **小原委員** まさに国際的に2国間の政府の間での約束という意味で言えば、交換公文署名でそれ以前に法的に日本政府として供与するということを決定することは出来ません。それは、閣議決定ということが正式にプロセスとして決まっておりますから、閣議で決定されて初めて正式に決定されるわけです。それ以前については、基本的に今言われているのは法的な意味ではないと思いますが、政治的に前向きに検討する、つまり、日本政府として調査団を出して、極力前向きに検討しましょうという意味での、政治的なそうした姿勢を示すということは勿論ありますが、あくまでも日本政府として正式に

決定するのは閣議決定。それから2国間では、交換公文の署名ということでございます。

- **原科共同議長** よろしいですか。それでは吉田委員どうぞ。
- **吉田委員** 吉田です。今からの質問は、この委員会の業務範囲（スコープオブワーク）を逸脱するかもしれないのですが、ガイドラインの改定という目的を考えますと、ガイドラインがどのように使われるか、即ち援助のプロセスの中で、どういう意思決定に役立つかということも、我々は議論しているのだと理解しております。そうすると、外務省の方にご質問なのですが、援助の要請があってから事業が完成するまでに主要な意思決定が2つなされています。最初はチャートの上の部分に示されている案件検討をした後の調査指示の段階だと思います。それからもう1つは、チャートの下の部分に示されているJICAが予備調査した後に、案件検討と調査指示をする段階の2点に集約されていると思います。これらの意思決定が何を検討してどういう根拠で意思決定がなされ、その評価報告書は公開されているのか。つまり、中身はどのようなもので、公開されているのか。もし公開されていないとすると、今後どのような体制になっていくのかということをお答えにくいこともあるかと思いますが、お聞かせ下さい。
- **原科共同議長** それではこれは、外務省のどなたにお願いすればよろしいでしょうか。小原委員でよろしいですか。
- **小原委員** すみません、少々主旨がわからないので、もう一度お願い致します。
- **吉田委員** ここ無償資金協力事前調査のチャートで外務省が関与するところが、中ほどに2つあります。最初は上の案件検討と調査指示を外務省が行っているところがございます。そこでは重要な意思決定、即ち上から流れてきたものを、前に進めるか進めないかという重要な意思決定がなされます。そしてJICAの予備調査が終わった後で再び、案件を検討、調査を指示します。年間何千億か覚えておりませんが、無償資金という、国民の税金を使うという意味では、まさにこの点の意思決定の公開性、国民に対して開かれた説明責任という、評価の基準、内容、結果を公開しているかどうかということです。報告書を公開しているのかということをお質問しております。
- **小原委員** 報告書というものは作っておりません。報告書は、ここに書いてありますように、あくまでもJICAの予備調査での報告書、それから基本設計調査の報告書というものがあって、我々はそれに基づいております。要請全てについての内部の会議が、報告書になっているわけではございませんので、基本的に報告書を作るのはこの2つでございます。その間で我々はまさに、ODAの実施機関としてのJICAと二人三脚でやっておりますので、JICAがそういった調査を責任持って行って頂いている。それをふまえながら、先程も開発調査のプロセスでご説明がありました通り、我々と致しましては国別援助計画、それからその他外交的な二国間関係等々、そういったものをふまえながら部内で検討した上で、調査を指示しております。その際には、環境面について再確認するところは、JICAに再度確認を指示したり、或いは大使館を通じて先方政府に情報をさらに求めたりして、その上で適切なものについては基本設計調査を指示し、そうで

ないものについては先程ご説明がありました。予備調査を行う。あるいは、予備調査をやるまでもなく、これはやるべきではないというものについては、その段階でバツにするということをしております。基本的には、多くの要請案件の中で、我々としては、予算的な制約もありますし、先方政府のプライオリティーというのもございますので、その中から絞り込んで、最終的に閣議にかけ、交換公文に署名をして実施するというプロセスになっております。交換公文の署名の際に、先方政府との関係もございまして2国間で資金を供与する場合には、国民の税金でございますので、それをどう使うかということについては、我々も極力その透明性をあげていかなければならないということで、今年の2月に、昨年決定致しました無償実施適正会議というものが、これから立ち上がります。この無償実施適正会議というのは、色々な有識者やNGOの方に入っておりますが、こういう方に全ての案件を説明するということになっております。一方、先程も入札の関係について無償部長の方からご説明がありましたが、公正な競争を確保するために、一定の情報は、あるタイミングまで出せないという事がどうしてもございます。その辺りの制約、さらに言えば2国間関係や先方とのやり取りをそのまま直に、ある時点まで出すことが出来ないということもあります。そういった制約の中で、極力透明性をあげていくというのが求められているのだと思います。いづれにしても、現状は今ご説明したとおりでございます。

- **原科共同議長** よろしいでしょうか。松本委員どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 今の意思決定に関連してなのですが、外務省の方のお話を聞いておりますと、JICA と二人三脚で行っているということですが、JICA で案件検討の時に、「やはりこの案件は進めるべきではない」というような意思決定、リコメンデーションかも知れませんが、そういった事をされることがあるのかどうか。それからもう1つ。予備調査の報告書の中で、「やはりこのプロジェクトには問題があるのではないか」という結論を出されるようなことが、実際今までであったのかということをお教え頂きたいと思っております。
- **原科共同議長** お願い致します。
- **松浦** 一番目の問題は、案件検討の結果の伝わり方、それがいわゆる外務省の中での判断に対してどのような影響力を及ぼすかという、責任とかそういった意味だと思います。通常我々が案件検討をする際には、開発調査も同じでございますけれども、いわゆる私どもの業界用語では、「○」「△」「×」というような形がございまして。ドキュメントを見た限りでは、これはかなり熟度が高くて、やってもJICAとしては特に環境面や色々な援助の意味合いの中から、妥当性ははずれないだろうという案件には通称私ども「○」と呼んでおります。そういう妥当性が、ほぼドキュメントからは感じられないというのを「×」という形にしております。その中間が「△」ということになるかと思いますが、そういう時には情報が足りない、そういうところでは判断がつかないという部分が非常に多いのが私ども中間的な判断をするという形でございます。あくまで外務省の方に、

案件検討の内容についてご報告するのは、私どもがある意味では経験的に、同種のプロジェクトをやった場合には、「こういうところで問題があったか」という意見もふまえて、且つ私ども JICA の仕事のやり方の指針をみて、妥当性はあるというような予備的な判断は外務省へ提出するというようになっております。それから、予備調査で潰れた案件があるかということのご質問ですけれども、数量的に何%ということとは言えませんが、無償課長からご説明頂いたよう、最終的なコミットメントというのは、閣議決定なり交換公文で相手国に伝わります。それ以前の段階で、予備調査というのはかなりフリーな立場で行われているというところから見ますと、帰ってきて「これはとても問題にならない」というような結論が出るケースもございます。

- **原科共同議長** それでは他にございますか。高橋委員どうぞ。
- **高橋委員** JVC の高橋です。外務省の案件検討についての小原委員の話の中で、無償実施適正会議のお話がありました。外務省への質問なのですが、そこに出される情報や資料というのは、どのような資料になるのでしょうか。例えば、適正会議の前に、JICA としてこの委員会で検討するガイドラインをベースに案件検討を技術的な観点から、環境も含めてきちんと検討をすると、判断材料になるような色々な情報が出てきます。それもちょうと外務省から適正会議に情報として出されて、適正会議の委員がいわゆる客観的な判断をする上での助けとなっていく仕組みが考えられているのでしょうか。ガイドラインの内容に関する議論ではありませんが、政策の意思決定にどのようになるかという観点からの質問ですので、お答え頂ければと思います。
- **小原委員** 無償実施適正会議は実は、この環境社会配慮ガイドラインの提言と同じく、「外務省を変える会」というところから出たご意見でございます。昨年 12 月末に、正式にこういったものを立ち上げますということを外務省から発表致しました。その時には、メンバーの方々、これは「外務省を変える会」の方から、会計、開発、法律、経済であるとかそういった分野で専門の方を入れた会議を立ち上げるようにという提言がございました。それに従ってそういった分野の方々をお願いをして、来月から閣議の前に、調査をふまえて、我々からすれば全て情報については、その場で必要であれば全て出すつもりでございます。ただ問題は 2 つあり、1 つは時間の制約の問題と、もう 1 つは、その場で求められれば我々は何でも出すつもりでおりますが、問題はその人達について、入札前の案件でございますので、基本的には知り得た秘密というものは外に漏らさないという約束をもって委員になって頂いております。外に出ますと、やはり問題になり、入札との関係で非常に我々は懸念致します。無償実施適正会議の場には、あらゆる情報が出される。つまり求められれば、時間の制約がございしますが、出せるということでございますが、その情報については委員の方々には外に漏らさないという前提で進めるということになっております。
- **原科共同議長** 今の件について、質問させて下さい。その入札前の案件なのでというご説明なのですが、入札の条件が同じなら競争になるわけですね。入札をされる方が同じ

情報を持っていけば、競争条件は変わらないように思うのですが。具体的にどのようなことで、具合が悪いのでしょうか。少し理解が出来ないところがございます。

- **松浦** いわゆる基本設計調査報告書の中に、それを知ると入札に有利になるという情報が含まれているのであれば、初めから全面公開してしまう。全ての入札者が同じ前提になるのではないかという問題かと思いますが、今までの考え方としては、やはり今の無償資金協力のコミットメントにつきましては、かなり金額が細かい、億単位のコミットメントであっても、百万単位までの数字が記載されているのが実態だと思います。そのような中で、色々な基本設計のプロセスで、相手側と協議をして、殆どが土木構造物、建築物、機材等でございますが、それを全部公開といたしましても、色々なステップで色々な書類があります。最終報告書としては1つのものとして結論が出ておりますが、やはりそのアクセスによって、いわゆる応札者間での話などを考えますと、また相手国のその基本設計書に対して、どのような考えかたで実施していくかというようなところからいうと、現行ではいわゆる交換公文の後、細かい仕様書と共に、その基本設計をベースにして行ったものの作業の結果を、入札の図書の販売ということで公開した方が、現実的には受注者間の点から見れば、公開しない方がいいだろうというのは、経験的な事実から行っております。
- **原科共同議長** やはり理解が出来ないところがございます。情報が伝わりにくい社会においてはそうですが、情報化社会ですから。相当程度、詳細な情報が非常に安価に手に入る社会になってきました。社会の状況は変わってきております。情報化社会において、今のような説明は少し理解し難いです。情報アクセスが業者によって違った場合には、そのようなことがあるかもしれません。しかしそれも業者の力なのです。ですから、今のご説明に対して、私は少し納得出来ないところがございます。おそらく過去の経験というのは、その情報が手に入りやすい社会においてはそうだったかもしれません。今現在日本で普通にあるとは思えませんし、もう1つはより多くの情報があった方が、より適正な計画が出来ると思います。国民経済的には、効率の高いよい計画が出来て、費用も基本的には削減出来ると思います。そういった利益も考えるべきだと思いますし、この場でさらに議論したらいいのかはわかりませんが、検討された方がいいと思います。
- **小原委員** これは国土交通省の方にも聞いて頂きたいのですが、今の日本国内の公共事業は、予定価格の関係があると思います。その予定価格を作るプロセスを、どの程度公開していくかということは、議論は出来るかと思うのですが、現状はどのようになっているのか教えて頂ければと思います。
- **藤森委員** 予定価格の作り方につきましては、国が直接行っているものに関して、基本的小求めできる図書で積算できるようになっております。業的には工事の入札の前に予定価格を地方公共事業の場合は公表しておりますが、国の場合は入札後に公開しております。それからお札を入れるのが1回、2回、3回とありますが、入れた時の業者名は伏せて、どういう額が入ったかというのも事後でございますが、公開しております。

- **小原委員** 基本的には ODA につきましても、国の事業、国の予算で行っておりますから、基本的には公共事業と一緒に議論しないといけない話ではないかと思えます。公共事業については今言われた通りで、我々もそれに習っているということでございます。
- **原科共同議長** それでは本題から少し離れますので、これはまた宿題にしておきましょう。あと 1 時間と 5 分でございますので、どうしましょうか。この件に関してまだ質問がございますか。他にもございますか。よろしいでしょうか。あと 3 人。そこまでで、休憩を取る予定だったのですが、無理でしょうか。休憩を取った方がよろしいですね。それではあと 3 名の方のご質問にお答えして頂いて、休憩を取ることに致しましょう。どうぞ。
- **石田委員** JACSES の石田と申します。最初の要望調査の横のところに、「環境社会面で多大な悪影響を及ぼす案件は、採択困難である点先方に伝達」と書いてありますが、これは具体的にどういった基準で、どのように誰が判断しているのか。また、どういったケースがあり得るのかというのを、教えて頂ければと思います。
- **原科共同議長** お願い致します。
- **松浦** この点につきましては、どういう基準でというような、先程も開発調査でもスクリーニングの議論がございましたが、明らかに私どもが見て、これは環境面に問題があるという件につきましては、予めその点で採択困難だということをもって行った方が、寧ろ相手国は困らないだろうという意味で、早めに伝達しようという考え方です。
- **原科共同議長** よろしいですか。
- **石田委員** 考え方は勿論理解出来ますしそれは必要なことだと思うのですが、それほどの程度環境社会面で多大な影響を及ぼすかという判断を最初のこの段階でなされるということですので、例えばどのような案件が考えられるのかというのを教えて頂ければ有難いのですが。
- **原科共同議長** 具体的な判断基準ということでしょうか。
- **松浦** 無償案件、だいたい年間 300~400 件の案件を検討致しますが、案件名をずっと追いかけていけば具体的に環境配慮なり、社会配慮が必要だというのは、寧ろインフラの部分で 30~40 件くらいに絞られるというのは、常識的には言えると思います。ただ、勿論機材であっても、廃棄物の関係でおかしいというような点は、10 年前は考えておりませんでした。今は確かに医療の廃棄物という点も配慮しなければいけないというところは、色々なガイドラインが制定されるのを期に、徐々に気が付いている状態だと思います。この多大な悪影響を及ぼすというのは、例えば大きなダムを作ってくれと言われ、ダムの効用をいくら言われても、その前に考えることがあるだろうという意味で、私どもの方で様々なガイドラインがございますが、そこで最も太字で書いてある部分については、早目に連絡をするという主旨でございます。
- **原科共同議長** よろしいですか。それでは次の方。澤井委員お願い致します。
- **澤井委員** 基本設計調査の段階で、先方政府とは十分な意見交換をされながら進めてい

らっしゃると思いますが、いわゆる事業のステークホルダーに対してはどのような説明をされているのか。ステークホルダーへの説明は、この調査のスコープとして行われているのか。あるいは先方政府に任せるような形で行われているのか。これは開発調査も同様なのですが、その実態を教えてくださいと思います。そこに関係して教訓のところに、「社会的合意の取り付け範囲の判断が困難な場合もある」と書かれておりますが、ここをもう少し噛み砕いて教えてくださいと思います。

- **原科共同議長** それではこの点について、よろしくお願ひ致します。
- **松浦** はい。基本的には相手国の要請書を出した中での実施機関という所が、私達の調査のカウンターパートとなります。それから、いわゆる農業プロジェクトであれ、農民のステークホルダーも当然あるわけですが、基本的にはそういう農民についての基本的データ、状況についてはその実施機関からヒアリングを行っていくという形になります。ある意味では、そのデータの信憑性、あまりに荒っぽい数値など、そのようなことに関しては、私達の判断が必要であればさらに細かい調査を、コンサルタントが行うという形になるかと思ひます。ただ相手の実施機関のご意向で、「そこは大丈夫だ」と言い切った時に、こちらが「駄目だ」という具体的な現場でのネゴシエーションもあるわけですが、基本的には私どもは最終的なステークホルダーにヒアリングをしなければいけないということになれば、現地のローカルコンサルタント等も使った上で調べるという形をとっております。私達はそういう意味での社会的合意の取り付け範囲の判断という、1つの困難性というのは、先程申し上げましたように無償援助としてのコミットメントというのは、閣議決定以降というようなことから言ひますと、あまりに踏み込んだステークホルダーの調査が逆にプロジェクトの期待といいひますか、基本的には100%日本政府のお金で行うことですから、ある意味では相手側が、言葉は悪いですが、負担なしで便益を受けるといふ点から考えますと、あまりに細かい調査をステークホルダーに対して、「こういった場合にはこうなる」といふことになると、調査段階で無償のある種の期待感を盛り上げてしまうという困難性が非常に現場の経験としてある。我々はあくまで、調査の結果をアセスメントして、最終的に政府と相手国政府の外交交渉の中で決められるというスタンスを取っている以上、いたずらに私どもの調査団が実施を約束するような誤解が生まれる。先程全ての入札図書を公開すればいいのではないかというお話がありましたが、細かく行っていくと中には、ほとんどが立派な政府だと思ひますが、事実上政府の能力の中の、調達能力、計画策定能力から見ますと、あまりに情報を出していくことによって、逆に相手国からある意味では計画内容を甘くするというプレッシャーもくるということもござひます。そういう中で実際の調査が行われている意味で、社会的合意を大幅に明らかに出していくということになりますと、その後の日本政府のコミットメントと、1つ難しい関係が出てくるのではないかという面で、この記載を入れた次第でござひます。
- **原科共同議長** よろしいですか。

- **田中委員** 1点、無償資金協力事業におけます環境アセスメントの支援をどこでするかという点について、補足のご説明をさせていただきます。先程部長がおっしゃられたように、だいたい要請の10分の1位が、環境配慮が必要になるだろうということだったのですが、その中に例えば病院に対する機材供与をする時に、医療系廃棄物の焼却処理をどのようにしようかというレベルの環境配慮もごさいます。さらに数は少なくなっていますが、無償案件で新設道路ですとか、既存の道路を拡幅するとか、例えばそのようなプロジェクトがきた場合には、開発調査を無償プロジェクトの前に行うということでごさいます。その時に環境配慮をどうするかと議論してごさいますので、これにつきましては開発調査の中での議論がそのまま無償にくるわけですが、無償資金協力自体が非常に大から小まで、沢山のものがごさいますので、この議論はやはりメリハリをつけて無償資金協力と開発調査というのをきちんと分けた形で、環境社会配慮ガイドラインをどう考えていくかということをしていかないのではないかと思ごさいます。是非そのような視点からご議論頂くとよろしいのではないかとごさいます。以上です。
- **原科共同議長** どうもありがとうございます。それでは今16時5分ですけれども、10分ほど休憩を取りたいと思ごさいます。

-----◇-----

休憩 : 16時05分～16時15分 (10分間)

-----◇-----

- **原科共同議長** 時間が参りましたので、再開致します。議題を見て頂くと、今3番目の「各スキームの業務フローと環境社会配慮の現状及び教訓」のところまで参りました。まだご質問等あるかと思ごさいますが、一応ここで一区切りつけさせていただきます。それでは次は4番以降になりますが、今後の議論を考えますと9番目の「論点の整理」というのが大変大事なところでごさいます。我々ビューローの方での事前の検討で、次は9番目の「論点の整理」を先に議論すべきだということをして、我々相談して決めました。論点の整理をしておくと、今後どのくらい作業が必要かというのが見えてまいりますので、9番目の「論点の整理」を進めたいと思ごさいます。この件に関しましては、論点の整理の資料として2種類でしょうか。頂いてごさいますので、順番にご紹介頂きたいと思ごさいます。まずJICAの方からお願い致します。
- **鈴木** こちらからよろしいでしょうか。それでは、お手元の「JICA 環境社会配慮ガイドライン（仮称）の論点（とりあえずの考え方）」という1枚の紙。今日お配りしたものでごさいます。こちらをご参照下さい。ここにJICAの実際に環境社会配慮ガイドラインを改定して今後使っていく我々と致しまして、どのような論点を特にクリアして頂くことが必要かということをして箇条書きにしております。まず1つが基本方針。これは非常に当たり前の話ではごさいますが、どういふように基本的に環境社会配慮をJICAとして考えていくのかという点。それからガイドラインの目的、適用範囲でごさいます。環境と社会といった時に何を含めるのか。スキーム毎にどうするの。これは今日も大

分、色々なご議論が出ておりますけれども、開発調査、それから無償資金協力、技術協力プロジェクトというのもございます。スキーム毎にどのように適用範囲をみていくのか。それから、環境社会配慮の支援。JICA はあくまでも、環境社会配慮を途上国側が行うのに対して、支援行っていくというスタンスでございますので、その基準、手続き。その手続きの中でも、今日色々なご質問が出まして、論点がクリアになってきているかと思いますが、案件検討の段階、事前調査、本格調査、基本設計調査、事業実施。ここは特に技術協力のところでは出てくるかと思いますが、こういったものに用語の定義も本日、スクリーニングという言葉が違うのではないかというお話がありましたけれども、カテゴリー分類ですとか、カテゴリー毎にどのように支援の内容と範囲を決めていくのか。EIA 支援報告書の内容等をどう考えていくのか。この点について、論点として盛り込むべきと思っております。それから情報公開の考え方。これは基本的な考え方と、時期と内容。ここは今日も先程から、報告書の開示のタイミング等出ておりますが、ここも見るべきと思っております。この時にやはり相手国政府の了解をどのように取り付けてくるのか。それから言葉の問題でございます。これは第一回か第二回の時にも、現地語はどのようにするのかというお話があったかと思っております。そこをどのように捉えていくのか。それから公共の場において、閲覧可能な状態とするにはどのような方法があるのかということ。6 点目が公開協議。これは実際にこういった内容を踏まえて、どのようにステークホルダーの範囲をみていき、或いは公開協議の時期はどう考えていくのかという点です。7 番目はモニタリング。技術協力プロジェクト、これは今日まだご説明出来ていないのですが、技術協力では実際に技術協力を通じて、モニタリングをするということも、当然 JICA のスキームとしては可能になっておりますので、こういった技術協力についてはどう考えていくのかという期間、仕組みという観点でございます。それから、フォローアップの状況。これはこの委員会のフォローアップということも含めて、どうように考えていくのか。それから JICA 実施体制。環境・女性課は何をしているのかというご質問が今日ございましたけれども、まさにそれを含めまして、環境社会配慮ガイドラインを JICA の中で適用していく時に、どのように実施体制を整えていくべきか。ここも委員会の中の内容として、論点として挙げられる点かと思っております。その他には、ガイドラインの名称、それから今日先程、JBIC の方からご質問がありましたが、SEA/戦略的環境アセスメントも含めて、事業アセス、計画アセスそれから SEA をどのように考えていくのか。それから技術的基準の整備。技術協力プロジェクトの取り扱い。事業評価との関連を、このガイドラインの関係でどう盛り込んでいくのか。今日出てきた論点もかなりあると思っております。それも含めまして、我々としては是非議論していかなければならない点だということでございます。以上です。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。どうしましょうか。もう 1 つご提案がありますので、こちらをあわせてご説明お願い致します。よろしいでしょうか。もう 1 つは NGO 関係委員一同ということで、どなたにお願いすればよろしいでしょうか。そ

れでは松本委員お願い致します。

- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** メコン・ウォッチの松本でございます。実は、我々は今後どのように進めるかということと、討議項目という2つなのですが、つまり何故論点を出すかということです。そこを含めて、簡単にご説明したいと思います。まず、JICAのプロジェクトサイクルや、どのように意志決定されるかというのは、とても重要なことです。そこを理解した上でという大前提ですが、討議する項目について議論した方がいいということで、今日も最初にその場が設けられております。暫定的に討議項目を委員会の中で決定して、討議項目に従って日程を組み、委員・当日参加者・JICA などから、それぞれ提案を受け付けて、基本的にはそうした提案をベースに、毎回論点ごと、討議項目ごとに議論を行う。議論の中から新たな討議項目が出ることもあり得ますので、それを追加して、議論の時間を設定する。場合によっては議論が紛糾するとか、或いは非常にクリアにならない場合があると思いますので、その場合には別途会合を設けるなどして、その都度検討する。必要な討議項目の議論が終わった段階で、委員会から提言案を起草する小グループを作って、提言の起草をする。その作業にあたっては、最低限の共通の認識やルールなどを設けた方がいいと思います。それは、この場の改定委員会で確認をする。その上で小グループにより、提言案の起草に入る。その起草日程は小グループで決めますが、デットラインは委員会で設定し、それが出てきた段階で、提言をもう一度この委員会の場に出して議論をし、必要な修正を加えて最終的な提言とするというような流れを、今後行ったら良いのではないかとというのが、我々提案のベースです。そのための討議項目として、どのようなことが挙げられるかということが、今後の日程を考える上で重要だと思いますので、現段階で我々が考えられる討議項目をそこに列記しました。順番は、必ずしも討議の順番を意味している訳ではございません。JICA から先程出てきたものと、重複するものもあると思います。4つ大きな分類がございます。まず、「プロジェクトサイクルに沿った討議項目」としては、案件検討段階というのが非常に開発の上流部分に値します。ここの部分での環境社会配慮の方法ということは、非常にJICAでは重要だと思いますので、ここには力を入れないといけない。そういう段階、マスタープランなどにおいて、計画アセス、戦略アセス、政策アセスなどございますが、その計画段階でのアセスメントをどのように適用するかということは、そこで議論が必要だと思います。事前調査、予備調査段階では、私もセクター別のガイドラインというのは色々見させて頂きました。基本的には現行のセクターガイドラインを見直すという形で、この事前調査、予備調査段階でのスクリーニング、スコーピングを検討する。また環境アセスメントについても、現行のセクターガイドラインの中に書かれていることもございますので、1から議論するというよりは、このガイドラインを見直した議論をした方がいいかと思います。「モニタリングと評価」については、現行のガイドラインにはございません。これについて議論をします。「B. プロジェクトサイクル全体に関係する討議項目」として挙げられることとして1つ目は情報公開。様々な要素

がありますが、私は討議自体、皆さんの提案が出てきたらいいと思いますので、特にこの点という訳ではなく、情報公開という討議項目だけを入れました。社会配慮については、この委員会の最初でも述べられたように、これまで環境配慮ということに対して JICA は、それなりの配慮、関心を示して参りました。社会配慮については、今まで明確な基準があったわけではないということから、今回社会配慮というのは一体どのようなことが考えられるか。人権、ガバナンス、ジェンダーなど、そういった点について時間をとり、しっかり議論をした方がいいと思います。また私自身、JBIC のガイドライン改定の委員会にいたということもあり、JBIC と比較すると JICA というのは、紛争国、紛争地域、軍事政権下での支援というのがある。JBIC の場合、円借款ということもあり、政情不安定である国に対して支援を多くしている訳ではない。それらを考えると、紛争国、紛争地域、軍事政権下の国に対して、環境社会配慮として何か特別な配慮が必要かどうか。そういった特定な議論をした方がいいと思います。9 目目は、ガイドラインの遵守。これについては、それら 3 つのスキーム全てが含まれるかどうかわかりませんが、JICA の調査の遵守、ガイドラインの遵守というものについて議論をする。これが「B」でございます。「A (プロジェクトサイクルに沿った討議項目)」と「B (プロジェクトサイクル全体に関係する討議項目)」は共通するのですが、その 3 つのスキームをあまり別々に議論しすぎると、すごく時間もかかるので良くない。基本的には、3 つのスキーム全体を通して言えることを中心に置き、個別に必要なものは、その場で個別に対応する。出来るだけ全体を通して出来るガイドラインを目指した方が、いいのではないかと思います。「A」と「B」は特にスキーム毎の協議はしておりません。それから「C」は、「実施体制に関係する討議項目」で、JICA の場合作業監理委員会というものがあります。

- **原科共同議長** 3 つのスキームというのは何ですか。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 3 つのスキームというのは、開発調査、無償資金協力、技術協力です。実施体制に関係する討議項目」で、JICA の場合作業監理委員会というものがあります。あることは皆さんご存知だと思いますが、一体役割は何か、権限は何かということについては、私の感覚で申しますと、アカウントビリティが無いように思います。この作業監理委員会というものは、取りようによっては極めて有効的に働く第三者的な機関になり得る場合もございますので、これについてはしっかり議論した方がいいのではないかと思います。11 番目は JICA の実施体制と権限。それから 12 番目は意思決定への反映。これは JICA 自身が意思決定出来るものもあれば、出来ないものもあるということから、いかに最終的に支援をするか、しないかという意思決定に対して、JICA がどこまで出来るか。このことから、意思決定への反映の方法について、議論した方がいいと思います。最後「その他」ということで、ガイドラインの目的、基本的な理念というのは、議論した方がいいと、私の JBIC の経験から思いましたので、13 番目に入れました。以上が進め方で、NGO 委員の中でメールや討議を通じて、このよ

うな項目が必要なのではないかということで、本日提案させて頂きました。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。以上2つの資料がございました。重複する部分もありましたが、少々違う部分もございますので、これを論点の整理ということにしたいと思います。その前に、後の方でご説明頂きましたNGO関係委員からの資料の上半分にごございました、今後の進め方。これについての枠組みを決めておかないと、いけないので、これについて議論したいと思います。この点に関しまして、ご意見、ご質問等頂けますでしょうか。いかがでしょうか。今日は、論点の整理ということで議題に挙げた訳ですから、ここに示されております部分、基本的にはこのようなことで進めようということだと思えます。改めて確認したいと思えます。吉田委員どうぞ。
- **吉田委員** これはまさに、ビューローの役目ではないでしょうか。それでこそビューローがあって、その存在意義があると私は思います。これをこの委員会で議論したとすると、1年経っても終わらないと思えます。
- **原科共同議長** ビューローと致しましては、情報公開のために、ご説明しました。私はこの線でいいと思えます。いかがでしょうか。
- **鈴木** この後にビューロー会議を開く予定にしておりますので、そこで一度確認させて頂きたいと思えます。
- **原科共同議長** 具体的には委員会からの提言は文章に致しますので、そのための文章を作り起草する小グループ。これは大変大事なポイントだと思います。それをどうするかなのですが、これはJBICの研究会の場合は、環境省の担当の方がやられました。たまたまその方が、JBICに行っておられて内容をよくご存知だったので、そういった点でお願い致しました。お一人だったのですが、あまり人数が多くても、なかなか文章を作るのが大変ですので、行政から1人、他の委員1人。学識者か、NGOか、企業の方の中からお一人。それくらいかと思えます。3~4人になってしまうと、文章を作る段階で大変になってしまいます。1人ないしは2人。その人達に書いて頂いて、JICAからは情報提供して、支援して頂く。そのような進め方でよろしいでしょうか。基本的な方向性を合意して頂ければ、あとはビューローで相談致します。よろしいですか。吉田委員どうぞ。
- **吉田委員** 度々申し訳ございません。起草委員は、ビューローで進め方や課題が決まったところで、2つか3つに分けて進めないと、1人では大変だと思うのですが、いかがでしょうか。起草委員会を分担するという方が、現実的だと思います。
- **原科共同議長** そういう考えもありますね。1人で行う方が、簡単で書き易いということがございますが、作業が大変です。2人ないしは3人くらいで、分担して行った方がいい。作業がうまく切り分けられるようでしたら、そうしたいと思えます。そこはビューローでよく検討致します。ありがとうございました。この件は、こういうことでよろしいでしょうか。そのように進めさせて頂きます。それでは、論点、討議項目ですが、JICAで用意して頂いた資料と、NGOの方の資料と両方ございますので、この件について

てご質問等ございますか。或いはご意見等頂きたいと思います。当日参加者の方どうぞ。お名前と所属を述べて下さい。

- **当日参加者：コンサルタント 三原氏** M&Y コンサルタントの三原と申します。私はコンサルタント会社に所属しておりますが、実際は環境の専門家でございます。この項目を見ておりまして、1つ入れて頂きたい点を提案したいと思います。この委員会の話の中で初めて、先程の無償の所に出てきたのですが、サステナブルな運用に関してのことが、相手国に出来るかどうかとの話がございました。これは相手国に期待するのではなくて、援助する側が入れると良いと思います。即ちいわゆるハードのものを提供して、援助が終わった後、それをどのように運用していくかというソフトに関しても環境配慮をしていくということです。環境マネジメントシステムの考え方で、運用監理をしていく、ハードを入れると同時に、このようなソフトも入れていくというような考え方を是非討議に入れて頂きたいと思います。これは私自身、ISO14001の審査員をしておりまして、はじめの段階（マネジメントシステムを構築し、運用している段階）ではこのシステムについて、それほど有用とっていなかったのですが、審査の仕事を続けて理解が深まるに従ってISO14001の本質は非常に良いもので、奥の深い内容であることがわかってきました。ISO14001が本当に理解されて、正しく運用されていけば、社会的に環境負荷が本当に減るであろうと今では信じています。是非開発途上国に対しての援助にも、環境マネジメントシステムのノウハウを入れて頂きたいと思います。これはISOの認証を取得するとかしないとかの問題ではなく、その考え方を入れていくということです。援助の場合の環境配慮の要素の1つとして、入れて頂ければと思います。
- **原科共同議長** ありがとうございます。今の件で何かございますか。運用の段階のソフトということで、ISO14001の考え方を入れていく。これについてガイドラインは、どう考えているのでしょうか。JICAの支援の内容としては、どうなのでしょう。
- **松浦** 確認をしたいのですが、ソフトの環境マネージメントシステムを、リコメンドして下さいということなのでしょう。
- **当日参加者：コンサルタント 三原氏** 例えばダムを作った後の運用の仕方に関して言えば、単なる運用を言うだけでなく、環境マネジメントシステムの考え方を取り込んで運用していくということなのです。継続的改善と言われていますが、環境に配慮して運用するということです。民間企業では、いわゆる環境経営という言葉が言われておりますが、これは今までの経営というものと別に環境があるわけということではなく、経営の上に環境があつて、環境を常に考えながら経営をしていくという考え方だと思います。それと同じように援助したプロジェクトを、これから先運用していく段階において、常に、環境に配慮しながら運用するという考え方を教育していくということです。
- **原科共同議長** よろしいですか。
- **松浦** ご説明はよく分かります。
- **原科共同議長** 鈴木さんどうぞ。

- **鈴木** いえ、お答えできるお話ではないし、難しいお話です。ISO14001の重要性というのは非常に理解しておりますし、援助を実施するJICAと致しましても、そこは考えていかなければならないだろうという議論はしているところでございます。JICA事業にも考え方を取り入れていくということだと思えます。ただ具体的に事業の中で、どのように途上国に対して、環境マネジメントというのを働きかけることが出来るのか。勿論我々技術協力というツールもございますので、そういったものを使うという可能性はあると思えます。検討内容として盛り込むのは必要だと思えますが、すぐには難しい。途上国ということを考えますと、受け入れる側の能力の部分というのが、勿論日本とは違いますし、ここで議論をしていく中で、これを1つ議論の項目として入れていくということは、よろしいかと思えます。今「そうですね。是非すぐに入れ込みましょう」ということは、私としては少々躊躇するところがございます。すみません。
- **原科共同議長** そういうお答えでもいいと思えます。そういった点も議論しましょうということですね。富本さん、どうぞ。
- **事務局 富本** 補足致しますと、現在開発調査と無償資金協力。開発調査の場合には、調査の報告書が公開される。無償資金協力の場合は、調査の保証ですし、資金協力で実施されます。今ご指摘のような話というのは、実はJICAの根本的な事業の、技術協力という部分に非常に関係してくる。つまり我々はネガティブな環境影響、社会影響を排除するという観点もございませぬけれども、JICAの事業としては寧ろ、環境、社会配慮に対する途上国の能力向上ということに、我々の事業の主体を置いているわけです。そういう意味では、今おっしゃられましたISO14001、その他管理についても、是非ともそういう観点は事業に入れていきたいということは考えております。そういう意味での理念の全体像、それから個別にどういう事業に落としていくかということについては、詳細に検討しなければいけません。全体的な方向としては、JICAの事業の中に大きく位置づけられるところになるかと思えます。
- **原科共同議長** ありがとうございます。開発調査や無償資金協力の場合、少々局面が違うので、対応しにくいように思えますが、環境アセスメントの最近のものでは、実際運用段階のことに関しましても記載するようになってまいりました。これからそういった方向が出てくるかと思えますので、その点もご検討頂きたいと思えます。ではこれは論点として、取り上げることに致しましょう。どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 今のものに関係するのですが、JICAの可能性として伺いたいのですが、この議論の中でプロアクティブなアプローチ、これはJBICの時と違うわけですが、スキームがあります。開発調査で行っていて、開発調査のプロセスを通じて、ある種の技術協力をしようという中で、開発調査で不十分なところに、技術協力のスキームを入れて、もう少し環境社会配慮をプロアクティブなものにしていく。こういうことも可能であれば今のような視点も含めまして、JICAによるプロアクティブなアプローチということで、新たな項目をつけるかはどうかはともかく、議論した方が

いいと思います。

- **原科共同議長** 今の点に関しまして、どうぞ。
- **鈴木** 今の点につきまして、確かに我々の論点というところには明確には書いておりませんが、技術協力のところで、是非そこはプロアクティブな取り組みというものを考えていきたいと思っております。まだ、なかなか基本理念ですとか基本方針を議論する段階にはきていないのですが、我々としては JICA だからこそ出来る、JICA だからこそやらなければならないというようなプロアクティブな能力向上、働きかけは中に入れて、或いは項目を足して行っていきたいと思っております。
- **原科共同議長** どうもありがとうございました。他にございますか。田中委員どうぞ。
- **田中委員** 田中です。今の松本さんのコメントに1つ申し上げたいのですが、開発調査というのは基本的に、技術移転をするという項目も入っております。技術移転のセミナーというもので、開発調査の中で行ったことを最後に、先方の関係者、勿論カウンターパートとも行いますので、アセスメントは先方が実施主体としてアセスメントを行うものを JICA が支援するというのは、その中で本来、技術を移転するという面も含まれているのではないかと思います。以上でございます。
- **原科共同議長** ありがとうございます。吉田委員どうぞ。
- **吉田委員** 今の三原さんのポイントは大変含蓄があると思います。今まで我々の視点はどうも、事前評価に対してのみ囚われすぎて、環境社会配慮が持続するようなメカニズムをどうするかという議論を忘れがちでしたから、大変素晴らしいポイントだと思います。1つ例を挙げると、例えばダムを作ると、日本では生活再建事業ということで、ダムの貯水池に埋没する人々の生活を再建するためにさまざまな工夫をしています。例えば、いくつかの下流域には上流域住民のための基金が出来ていて、上流域に所属移転をするというメカニズムがあります。まさにそういうものを日本は、技術移転をしなければいけない段階だということを思い浮かべました。この環境社会配慮が維持するようなメカニズムという視点はガイドラインの大きなポイントにして頂ければと思います。
- **原科共同議長** どうもありがとうございました。この点は論点に加える事に致しましょう。他に何かございますか。作本委員どうぞ。
- **作本委員** このガイドラインが環境社会両面の配慮を行うためのガイドラインということなのですが、環境については分かります。環境は、社会環境に影響を及ぼすからという意味での社会配慮という考え方は分かります。ただ松本委員からご報告があった、社会配慮の中では、人権、ガバナンス、ジェンダー。アジェンダ 21 の報告書にあるような項目ですが、これを本気でガイドラインの中で全面的に取り上げるつもりなのでしょうか。先程ご紹介ありましたように、環境、社会をどこまで定義するのかというご意見がありましたが、本当に途上国の発展を根元から支えるつもりで、このガイドラインを作る気があるのかどうか。寧ろ環境が主であって、社会文化に及ぼすあたりだけを社

会というような、限定した形で考えているということでもよろしいのでしょうか。教えてください。

- **原科共同議長** 今の点に関しまして、いかがでしょう。環境社会という場合に、今のよう理解でもよろしいのでしょうか。
- **鈴木** 基本的に今まさに、ご発言がございました、人権、ガバナンス、ジェンダーということの本気でやりますと、私は環境・女性課長ですので、グローバルイシューということで、ガバナンスもジェンダーも所掌しているのですが、これだけですごいガイドラインが出来るというくらいのイシューだと思っております。そういう観点からすると、私どもで考えているもの、勿論この委員会でもご議論頂く点もあるかと思うのですが、環境が社会に与える影響といったための社会環境というようなところが、中心になるのだろうと思っております。現実面としてそれが一番、我々の環境社会配慮ガイドラインとしての内容としては適切かと思っております。それ以外に JICA 自身の事業として、ジェンダーのガイドラインもございますし、ガバナンスのガイドラインも今作成しております。さらに平和配慮といったような紛争地における開発をどのように行っていくかというガイドラインも作っております。JBIC でも環境社会配慮ガイドラインとは別に社会配慮ハンドブックというのがあるかと思えます。やはり議論を集中していかないと、收拾がつかないものになってしまうのではないかという危惧はございます。
- **原科共同議長** そういう理解だそうです。松本委員どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 作本委員はこのことを議論することは問題ない、つまり討議項目として社会配慮を挙げることは問題ないとお考えなのか、元々討議項目としてこういう論点なら止めた方がいいとお考えなのか、それによって変わると思えます。今のような議論は、きちんとした方がいいと思えます。
- **作本委員** つい先週 JICA の支援で、法整備支援事業という会議が行われました。アジアに対して、やはり制度インフラを固めなければならないということで、JICA が全面的に行っているものでございます。その中で最後、大きな議論となりましたところは、民主化、人権ということをわが国 ODA 大綱の中で謳っている。しかし具体的なプロジェクトで、インドシナ諸国に対して、日本政府はまだまだそこまで踏み切るところまで行っていない。援助の対象、援助の戦略性というのは、どこの国でも考えているのに、この紙には何も現れていない。ODA の裏側には、もう一つ日本の経済という手段を使った戦略性、日本が抱えている能力、手段という戦略性というものが議論にならない限り、あまりに綺麗なガイドラインや、援助の理念などに議論を持っていってしまうと、日本との相互依存関係、援助の中の極めて重要な部分だと思うのですが、その議論が出てこなくなるのではないかと思います。
- **原科共同議長** 論点としては残しておいてもいいが、議論の中身はそういうことだろうということですね。他にございますか。
- **川村委員** 川村です。鈴木さんの今のコメントに関連してなのですが、こういう議論を

中で行うとすると、ジェンダーとかガバナンス、平和配慮のガイドラインについて議論する必要はないかと思います。だが、どういうことが行われているかという資料提供だとか、そういうものはしていただいた方が、うまく行くのではないかと思います。

- **鈴木** 分かりました。今ここで社会配慮として抱えているような関係のもので、当課で作っているガイドラインや報告書などがどういうものなのか、表にしてご説明し、必要であれば物自身をお配りする形にしたいと思います。
- **原科共同議長** 松本委員どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 別件で質問ですが、鈴木さんのお話にありました紙の4番目。環境社会配慮の支援。これは田中委員からも支援という言葉が使われていて、実はターミノロジーが難しく、我々JBICの時は配慮という言葉を使いました。つまり環境社会配慮をするのは、相手国政府や相手国実施機関であり、JBICは何をするかという、それを確認することである。適切に相手国なり実施機関が適切な環境社会配慮をしているかどうかをJBICが確認をする。従って相手国政府にはどのような環境社会配慮をしてほしいかということを示し、JBICはどうやって確認するかというのを決めるのがガイドラインであるという整理が出来るわけです。支援と書かれると一体ガイドラインは何をするのだろうというのが良く分からないので、この支援が意味しているもの、言いようによっては支援というのは責任の所在が曖昧。相手が主で、私達は支援しているので、結果は相手が責任を持って、私達は責任がない。つまりJICAは何が責任なのか、相手国は何が責任なのかとても見えにくい表現なので、この支援という言葉はよくわからないのですが、このあたりについてターミノロジーをはっきりさせて頂ければと思います。
- **原科共同議長** お願い致します。
- **鈴木** JBICとおそらく若干違うと我々思いますのは、先程からも出ておりますように、開発調査、無償資金協力にしましても、事前の調査の部分だと思います。技術協力プロジェクトはまさに実施の部分でございます。なぜ支援を使ったかと申しますと、環境社会配慮自身を実施するのは先方政府。これはJBICと変わらないと思います。それがどうなっているのか確認することとあわせて、先程田中委員の方から、「開発調査を通じて技術移転をするのです。先方政府が環境社会配慮を出来る能力の向上をするために、我々協力するのです。」開発調査においてはそこが支援ということだと思います。技術協力プロジェクトにおいては、もう少し支援の部分が積極的に前に出てくるのだと思います。ですから支援する内容において、そして先方政府が本当に、先程も出ておりましたが、持続するメカニズムとして環境配慮を先方政府がやれるかという支援内容や支援のやり方について、JICAは責任を負うということになるのだと思います。ガイドラインに書き込まれることが望まれるものは、具体的にどういう支援の内容を、どういうタイミングで、どのように行っていくのか。それはその確認作業とあわせてですよね。まず確認して出来ていれば、支援の必要はないわけですから。確認をして、出来ていない

場合には、どのように支援をしていくのか。そういう意味で、「支援」を使わせております。

- **原科共同議長** なるほど。そうすると今おっしゃった点は、「確認及び支援」ということですね。もう少し頑張るのだということですね。試験をやるだけでなく、出来が悪かったら補習してあげようというような感じでしょうか。教育的ですね。そういう考え方は大事ですよ。我々はそういう気持ちで考えなければなりません。どうぞ。
- **吉田委員** 基本的には、議長のおっしゃった確認事項の補足になるかもしれませんが、JICA と JBIC は何が違うのかというところに遡ると思います。私の理解では、JBIC の場合は、国民に対する説明責任は比較的簡単です。お金が返ってくればいい。事実 JBIC の場合には、だいたい平均 2.5% くらい貸しています。日本で今そのお金を運用しても、利子はほとんどゼロですから、借り手の途上国から見ると高利貸しと言えなくもない。それでは JICA は JBIC とどう異なるのか。国民が贈与（グラント）あるいは無償でもいいと認めるのは、そこに納税者が納得する支援があるからだ、技術協力があるからだという論点だと思います。したがって私が再三、今まで発言している JICA・無償案件における意思決定プロセスは、国民に十分説明がつくような制度と運用になっているかということなのです。この点に集約されると思うのです。ですから、環境社会配慮ガイドラインの改定に当たっても、無償あるいは技術協力のプロセスの中で、ガイドラインがどのように具体的に役立ち、案件の意思決定の際に日本や途上国の人々に対して納得がいくような説明が、公開でなされるというのが基本だと思います。JBIC と JICA の差異の説明にあわせて、余計なことを言ってしまう申し訳ございませんでした。
- **原科共同議長** 大事なことを言って頂いたと思います。意思決定過程の透明化。アカウントビリティをいかに満たすか。私もおっしゃる通りだと思います。時間が無くなってきましたが、どうでしょうか。高橋委員どうぞ。
- **高橋委員** JVC の高橋です。この項目に関する議論で、今ある資料だけではわかりにくいとされていることですが、項目の正確や軽重に違いがあると思うので、ある程度グルーピングをして頂きたいとっております。ざっと考えるに、三つのグルーピングが考えられます。例えば最低限ガイドラインとして考えなければならない基本的な部分と、JICA と JBIC の違いなどを色々な議論をしていく中で出てきた技術協力、社会配慮、平和配慮などの JICA としてのアディショナルに検討すべき項目。そして 3 つ目のグループとして、意思決定のあり方に関する項目です。今のお話にも出ましたけれども、外務省との案件の中で JICA が持つ権限、責任はどこまでなのかという最終的な意思決定に関する話は、新しく作るガイドラインの有効な活用のためにはきちんと議論しなければならない問題で、3 つ目のグループの柱として検討されるべきだと考えています。項目のグルーピングが、少々混乱しているように思いますので、どなたかにグルーピングをして頂ければと思います。例えば、この資料上の「環境社会配慮の支援」という言葉使いを、“相手国に対する支援”というだけではなく、“JICA の外務省への支援”も含

まれるのかと、私は誤解してしまったので。グルーピングを、ビューローになるか、どこになるかわかりませんが、お願いしたいと思います。

- **原科共同議長** ビューローしかないですね。時間がないですから。では他にご意見ございますか。では澤井委員どうぞ。
- **澤井委員** 吉田委員から JBIC の業務について、「お金さえかえってればいい」というご発言がございましたが、そうではないのだということだけお伝えしたいと思います。私達は、よりよい事業実施のために、いつも途上国を支援しながら、知恵を出しながら行っているということをご理解頂きたいと思います。
- **原科共同議長** 吉田委員どうぞ。
- **吉田委員** 澤井委員のご指摘、私も開発銀行に 15 年勤めておりましたから、それは分かっております。表現が不適切でしたら、お詫びします。
- **原科共同議長** 表現の不適切な部分は、主旨は変えないで、若干不適切や間違いは、議事録の時に調整することになると思います。皆さん勿論議事録は確認しますが、そのようなことは必要かと思えます。それではあと 3 分程ですので、ここで切り上げてもよろしいでしょうか。ここで終わっては困りますけれども、ビューローの方でこの点に関しまして、私の考えではお示しいただきましたこの 2 つの資料に加えて、先程の環境配慮、持続可能性の点を加えた、和集合に関して、改めてグルーピングして整理するという作業を、ビューローでやらなければならないと思います。川村委員どうぞ。
- **川村委員** 今日のビューローの進め方なのですが、オープンエンディッドで出来ないかと思えます。時間をオープンにということではなく、特にコメントしたいという人が参加できる形ということですか。参加者がオープンエンディッドということですか。
- **原科共同議長** 時間のオープンではなく、メンバーのオープンということですね。そういうことに致しましょう。オープンな形でビューローの作業に入りたいということですので、ビューローメンバー以外にも加わって頂きましょう。他のビューローの方もよろしいでしょうか。では、そういうことに致します。それでは、今日せっかく JICA の担当の皆様には、具体事例のプレゼンテーションをご用意頂きましたが、時間が来てしまひまして、誠に申し訳ございませんが、次回にお願い致します。それでは、ご説明下さい。

-----◇-----

- **鈴木** お手元の別紙に、全部で 7 件の案件事例がございます。開発調査が 4 件。無償資金協力が 2 件。技術協力が 1 件でございます。ご説明にかなりお時間がかかりますので、是非、お忙しい中恐縮ではございますが、読んで頂き、なるべく多くの事例を見て頂いて、色々な観点から何が問題なのかを考えて頂きたいと思えます。是非ご覧頂いて、ご質問のポイントをクリアにしてきて頂けると、有難いと思えます。次回そうしますと、ご説明も若干短く出来ますし、ある程度絞れると思えます。これはビューローで話し合わなければいけないと思えますが、もし読んできた上で事前に、このあたりについて質

間があるとか、案件事例をご覧頂いた上で、コメントやご質問のポイントが予め頂けま
すと、当課の説明者の方もそこを中心にご説明することが出来ます。全て説明すると大
変ですので、そこをビューローでもまたご提案させていただきますが、是非そうして頂き
たいというのが事務局からのお願いです。

- **原科共同議長** それは人によってしまいますので、それは後で決めるということにした方がよいと思います。
- **鈴木** そうですね。そういうのがあれば、効率的かと思います。
- **原科共同議長** なるべく効率的に行いましょう。是非これはお目に通して頂きたいと思
います。当日参加者の方もご覧頂いた上で、次回ご参加頂ければと思います。時間が参
りましたので、切り上げたいと思います。藤森委員どうぞ。
- **藤森委員** 事例を含めお配り頂いた資料は全て、ホームページにアップロードされる
という理解でよろしいでしょうか。そうでないとオンラインでご覧になられる方は、予
め目を通すことができないと思います。
- **鈴木** 今の時点では、間に合っていない可能性がございます。報告書のコピーなどがあ
る関係なのですが、これは全て早急に載せますので議事録とあわせて、今回の配布資料
としてのせます。見られるようになります。
- **原科共同議長** 議事録の公開は、時間がかかりますよね。
- **鈴木** はい。でもその前に資料だけは、出来た段階で、可能な限り早く載せるように致
します。
- **原科共同議長** 議事録は不適切な発言等の部分の修正があり、時間がかかりますから。
- **鈴木** すぐに載せるように致します。
- **原科共同議長** そのように致します。それでは確認致しますが、次回の改定委員会でご
ざいます。次回第四回は2月28日金曜日。午前10時から午後1時まで。これは同じ
場所ですね。この会場でございます。それでは若干オーバー致しましたが、これで終了
致します。ありがとうございました。

-----◇-----

午後十七時二分 閉会